中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
2. 国民に対して提供するサービス	2. 国民に対して提供するサービス	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
その他の業務の質の向上に関する	その他の業務の質の向上に関する目	する目標を達成するためとるべき措置	に関する目標を達成するためとるべき措置	
事項	標を達成するためとるべき措置			
		我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、		
日本貿易保険設立以来の「お客様中	我が国の通商・産業政策や国際ルー	取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我		
心主義」の理念を引き続き徹底し、	ル等の動向に対応しつつ、取引環境	が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色の		
	の変化に応じたお客様のご要望を積	ない質の高いサービスを提供する。また、そのために商品の改善・		
向上に努めることとする。	極的に汲み取り、我が国企業の国際			
また、企業の取引環境の変化に応	競争力確保の観点から、諸外国と比	また、こうした取組の評価は、お客様の声を重視して行ってい		
	較して遜色のない質の高いサービス	< ∘		
	を提供できるよう、商品の改善・開発			
こととする。平成25年より実施段	等に取り組みます。 	貿易保険利用者アンケートによるお客様満足度 【目標参考		
階に入る国際的な銀行監督ルール		值】	值】	
(「バーゼル3」) 下においても、		総合評価 85%以上 [15 年度実績: 86.0%]	総合評価 91.1%[15 年度実績:86.0%](対目標:	
貿易保険付きファイナンスが質的・		商品性の改善70%以上 [15 年度実績: 60.5%]	107. 1%)	
量的に確保され、我が国企業の海外		お客様の負担軽減 80%以上 [15 年度実績: 82.1%]	商品性の改善68% [15 年度実績:60.5%](対目標:	
展開や民間資金を活用したインフ			97. 1%)	
ラ整備が円滑に行われるよう、必要		(注)アンケート結果において、「高く評価できる」「ある程度評		
な環境整備に努めることとする。		価できる」と回答した割合。	標: 99.4%)	
			意思決定・業務処理の迅速化 73.1%[15 年度実績: 68.2%]	
			(対目標:104.3%)	
			(注)アンケート結果において、「高く評価できる」「ある程	
			度評価できる」と回答した割合。	
(1)商品性の改善	(1) 商品性の改善	(1)商品性の改善	(1)商品性の改善	<u>○商品性の改善【評定:A】</u>
				・多様なビジネスの形態の変化とお客様からの要望を受け
	我が国の通商・産業政策の動向に対			て貿易保険の商品改善に不断に取り組んだ結果、年度当初
	応しつつ、取引環境の変化に応じた			予定していた「質の高いインフラパートナーシップ」への
	お客様のご要望を積極的に汲み取			対応に関連した5つの制度改善を計画通り着実に実施した
	り、我が国企業の国際競争力確保の			ほか、お客様からの要望等に柔軟に対応し、包括保険(2項
険商品を提供するよう努めること。	観点から、諸外国と比較して遜色の			目)、中小企業輸出代金保険(1項目)、海外投資保険(2項
	ない質の高いサービスを提供できる			目)の追加的な制度改善を実施した。さらに、安倍総理大
	よう、商品の改善・開発に取り組みま			臣より平成28年5月に発表された「質の高いインフラ輸出
	す。			拡大イニシアティブ」に際しては、政府方針を踏まえ、二
				一ズの発掘や制度改正の検討に取り組んだ。その結果、「質
①利用者のニーズに即した現行保	①現行保険商品の見直し	① 現行保険商品の見直し	① 現行保険商品の見直し	の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、「海外
険商品の見直し				投資保険(非常危険)のカバー率拡大」「輸出保険(非常危
	近年の我が国企業の多様なビジネス	平成 27 年 5 月 21 日に安倍総理大臣が「質の高いインフラ		険)のカバー率拡大」「NEXI によるローカルバイクレの運
	形態に対応して、貿易保険の商品性	パートナーシップ」を発表し、同年 11 月にはそのフォロー		用改善」の合計3項目の機能強化策を公表した。その後、
	の改善に不断に取り組んでまいりま	アップとして、世界のインフラ獲得競争が一層激化する中で		着実にこれらの制度改正を実現しており、特に「海外投資
	す。そのため、お客様からのご要望の	日本企業のインフラシステム輸出を一層推進するための施		保険(非常危険)のカバー率拡大」及び「NEXIによるロー
ニーズも多様化していることを踏	聴取や、金融取引・対外取引形態の変	策が発表されたところ。日本貿易保険としても関連する諸施		カルバイクレの運用改善」については、 <u>平成28年5月の制</u>
まえ、諸外国において提供される貿	化、各国貿易保険機関の提供する商	策を発表しており、これらを着実に実施する。また、政策ニ		度改正公表の後、平成28年7月に商品リリースを行う等、
易保険サービスの内容も参考とし	品等に関する調査を定期的に行い、	一ズに対応した商品の見直しを行うとともに、過去、独立行		極めて迅速な制度改正を行った。(平成 28 年度中に実施し
つつ、手続きの簡素化を含め現在提	商品見直しの必要性を検討するほ	政法人時代を通じて、お客様から日本貿易保険に寄せられた		た制度改正:12 件。平成 29 年度4月に制度改正を実施す

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
tしている貿易保険サービスの商	か、海外フロンティング、海外輸出信	様々なご要望のうち未対応のものについて、制度上あるいは		るため、平成 28 年度中に準備を終えた制度改正: 3 件)
1.性の改善に不断に取り組むこと。	用機関との再保険活用等を通じて、	業務運営上の観点から検討の上、可能なものについてはすべ		
た、欧州における債務危機など国	お客様のニーズに対応します。	て実施する。		・「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」及び平成2
除金融の動向を注視しつつ、国際金	具体的には、中小企業輸出代金保険			年に公表された「質の高いインフラパートナーシップ」に
変動のセーフティネットとして、	の見直し、海外の販売・生産拠点の取	▶ 質の高いインフラパートナーシップへの対応【企		おいて、NEXI は合計 11 項目の制度改善を公表し、それに
対   内及び関係機関と連携し、我が国	引に対する付保・金融支援、海外投資	画室】	◆ 海外投資保険における最長保険期間の 15 年から	の実施を着実に進めてきた。これらの制度改正事項は、大
主業の貿易投資活動に対する資金	保険の見直し、プラント案件の契約	◆ 海外投資保険における最長保険期間の 15 年から	30年への変更(平成28年4月実施済)	ントリーリスクカバー率の最大 100%への引き上げやサフ
は給の円滑化のための取組みにつ	形態に対応した保険商品の提供、航	30 年への変更(平成 28 年 4 月実施予定)	◆ 海外投資保険及び海外事業資金貸付保険(劣後	ソブリン(政府保証のない自治体や国営企業向け)案件に
いても、金融環境の変化に応じ迅速	空機保険の制度設計等に取り組み、	◆ 海外投資保険及び海外事業資金貸付保険(劣後	ローン特約)における経営に関与しない者によ	け融資保険の創設、海外投資保険の最長保険期間の長期化
対応すること。	随時実施します。また、現行商品の利	ローン特約)における経営に関与しない者によ	る優先株・劣後ローンへのてん補範囲拡大(信	など、大型化・高度化・長期化の様相をみせる海外インス
	便性向上についても引続き取り組み	る優先株・劣後ローンへのてん補範囲拡大(信	用危険のてん補)(平成 28 年 11 月実施済)	ラ案件に今後日本企業が取り組んでいくために必要な制度
	ます。	用危険のてん補)(平成 28 年度下半期実施予	◆ 貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の	であり、ヘビーユーザーである商社・銀行・重工メーカー
	また、欧州債務危機などの国際的な	定)	保証債務約款におけるスワップブレークコスト	より極めて高い評価を得た。また、その実施に際して、制
	金融危機への対応については、有事	◆ 貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の	へのてん補拡大(平成 28 年 10 月実施済)	度運用の公平性等にも配慮しながら、できる限り迅速に改
	の際のセーフティネットとして、政	保証債務約款におけるスワップブレークコスト	◆ ファイナンス案件への原則非常危険 100%てん補	正時期等の見通しを公表し、できる限り迅速に制度改正の
	府及び関係機関と連携しつつ、お客	へのてん補拡大(平成28年度下半期実施予定)	の実施(平成28年4月実施済)	実施を行った点についても高い評価を得た。
	様のニーズに即した円滑な資金供給	◆ ファイナンス案件への原則非常危険 100%でん補	◆ サブソブリンリスクの引受につき、引受条件の	その他の政策ニーズに対応した商品の見直しとして、「農村
	が行われるよう、金融環境の変化に	の実施(平成28年4月実施予定)	明確化(サブソブリン保険の創設)(平成 28 年	水産業支援の拡大(中小企業輸出代金保険の農林水産業者
	応じ迅速に対応するとともに、機動	◆ サブソブリン対応保険の創設(サブソブリンリ	4月実施済)	への利用対象拡大)」を7月に実施した。当該商品改善によ
	的に制度や運用の改善を図ります。	スクに対する引受方針明確化) (平成 28 年 4 月	◆ ドル建て貿易保険新設に向けた準備(制度改正	って、今まで貿易保険に馴染みの薄かった農業組合法人や
	なお、上記の内容や時期については、	実施予定) 【審査部】	詳細は平成 29 年 4 月公表)	漁業協同組合に対する貿易保険の訴求力が高まり、平成26
	年度計画において定めます。		▶ 政策ニーズに対応した商品の見直し	年年央の制度改正であったものの、平成 28 年度内に漁業協
			• 海外投資保険(非常危険)カバー率の拡大(質	同組合等の新たなユーザー層との契約締結が実現した。引
		▶ 政策ニーズに対応した商品の見直し【企画室】	の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ:非常	き続き、政府の掲げる「農林水産物・食品輸出額:1兆円
		政策ニーズに対応し、商品の見直しの検討を行	100%オプションの創設)(平成 28 年 7 月実施	の目標実現に貢献していく。
		う。	済)	お客様からの要望等に柔軟に対応し行った制度改正におい
			<ul><li>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブの一</li></ul>	ては、引き受けるリスク範囲の拡大のみならず、手続き事
			環として、貿易一般保険及び貿易代金貸付保険	務負担の軽減につながる改正等、ヘビーユーザー・ライト
			(2年未満)の船後非常危険の付保率及びてん	ユーザーの両者に裨益のある改正に努めた。
			補率を100%とするオプションの創設に必要な契	
			約改正等の準備(制度改正は平成 29 年 4 月より	・これらの制度改正の結果、お客様アンケート結果は平成
			実施)	27年度と比して大きく改善した。ユーザー層別に見ると、
			• 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブのー	ヘビーユーザー・ライトユーザーともに高評価回答が上昇
			環として、NEXI によるピュアカバーでのローカ	無関心回答(「わからない」「どちらともいえない」)が減少
			ルバイクレへの付保(平成 28 年 7 月実施済)	し、高評価回答の割合が大きく改善。
			<ul><li>農林水産業支援の拡大(中小企業輸出代金保険</li></ul>	「ヘビーユーザー高評価回答(73.5%→79.5%)ライトコ
			の農林水産業者への利用対象拡大:中小企業・	ーザー高評価回答(46%→54.8%)」ライトユーザーの評価カ
			農林水産業輸出代金保険の創設)(平成 28 年 7	大幅に改善したものの、昨年度に続きヘビーユーザー及び
			月実施済)	ライトユーザー間の評価の乖離はある程度残る結果となっ
			包括保険制度の改善	た。これはお客様ニーズや政策ニーズを踏まえ、包括保険
		▶ 包括保険制度の改善【企画室】	<ul><li>大型プラント案件等に係る信用リスクてん補の</li></ul>	に関する改正事項やインフラ輸出に強く関連する制度改正
		大型プラント案件等に係る信用リスクてん補の対	対象範囲の拡大(平成 28 年 4 月実施済)	中心に取り組んだ結果であり、これらの改正がヘビーユー
		象範囲の拡大など、ユーザーニーズを踏まえた包	<ul><li>民間バイヤーの船前キャンセルリスクをてん補</li></ul>	ザーの中でもさらに上位の一部に関する改正であったこと
		括保険制度の改善を行う。	対象とする制度改正の準備(制度改正は平成 29	が原因と考えられる。(ライトユーザーの「わからない」「と
			年4月より実施)	ちらとも言えない」の割合が 42.5%あり、かつ、ヘビーユー

• 手続事務負担軽減のため OCR シート等による保

ザーの 79.5%が高評価。)

険申込等手続きを廃止し、Web 申請サービス及び 全体でみると、高評価回答(「高く評価できる」「ある程度 Excel ツールを用いた電子メールによる手続へ移 評価できる」)は平成27年度の60.5%から68%に大きく増加

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		<ul> <li>冷 海外投資保険の改善【企画室】</li> <li>事故時の損失カバー範囲の拡大など、ユーザーニーズを踏まえた海外投資保険制度の改善を行う。</li> <li>冷 航空機保険の制度設計【営業二部】</li> <li>他国輸出信用機関に比べて遜色のない国産航空機輸出支援保険の創設に向けた準備推進(約款、引受審査及び期中管理等の引受体制)</li> </ul>	行(平成28年11月実施済)  ➢ 海外投資保険の改善 事故時の損失力バー範囲の拡大、被保険者の回収納付義務の軽減、利便性向上のための制度創設・改善(再投資先の事業単位での付保を可能とする特約の新設、カバー内容の変更を希望する場合の中途更改制度の新設、複数保険契約の統合手続に係る要件緩和、事業撤退時の保険契約解約の要件緩和、担保権設定に係る手続きの簡素化及び明確化)など、ユーザーニーズを踏まえた海外投資保険制度の改善・準備を実施。(平成28年4月/11月実施済み、一部の改正は平成29年4月実施)  ➢ 航空機保険の制度設計  ● 航空機保険の約款策定の状況については、主要ユーザーに約款案を提示・合意を得た。当該合意内容を輸出者と共有し、保険約款の関連書類およびファイナンス契約書の整備に着手し、継続して対応中。  ● 引受審査の態勢整備の状況については、導入した航空会社専用の格付けモデルの習熟のため、内部運用の確立に向けたオリエンテーションを実施。  ● 期中管理および回収関連の整備状況については、策定した保険約款案に基づいて、被保険者とNEXIの役割分担を整理した。	し、「無回答」の4件を除いた高評価回答の割合は69.7%となっており、極めて目標参考値に近い結果であったことがうかがえる。  ・ほぼ目標参考値と同様のアンケート結果を達成した上に、平成27年度と同様に政府の方針を踏まえた計画を上回る多くの制度改正を実施したことから、本項目の評価は[A]としたい。  <課題と対応> ・ 引き続き、利用者との意見交換の場等を通じ利用者の要望を丁寧に拾い上げ、継続的な商品改善に取り組むと共に「質の高いインフラパートナーシップ」等の政策への対応について継続的に取り組む。 ・ 航空機保険の引受に向け、輸出者、金融機関等との協議を定期的に実施するとともに、引き続き社内における引受・期中管理態勢の整備を行っていく。 ・ 世界的な金融規制の強化の動きやインフラ市場をめぐる新たなニーズを踏まえて、貿易保険の商品性。運用の改善を行い、円滑な案件組成や資金調達支援に取り組む。
	(2)サービスの向上 常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼 関係の構築に取り組みます。	(2)サービスの向上	(2)サービスの向上	○サービスの向上【評定: A】  〈評定と根拠〉 ・平成 27 年度業績評価において「Web サービスについては、計画通り実現すること。その際には、円滑な導入・利用が進むようマニュアル等の充実を図りながら実施すること。」との指摘があった Web サービスについては、平成 28 年度をもってほぼすべて達成。NEXI 及びお客様双方における業務処理の迅速化に寄与。目標参考値とした、Web 利用率については「中小保険・貿ー個別申込率 85%(目標参考値 80%)」「バイヤー登録申請率 99. 4%(目標参考値 95%)」ともに目標を上回る成果を上げた。
①利用者の負担軽減 引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWebサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。	保険引受申請や査定等の際にお客様 にお願いする諸手続について、その 必要性を検証し、プロセスや必要提	<ul> <li>① お客様の負担軽減</li> <li>平成27年度から順次実施しているWebサービスの利用対象となる手続を拡大する。これらにより、オンラインでの保険申込の実現等、手続の大幅な簡素化を可能にする。また、分かりにくい制度や運用の明確化を引き続き進めるとともに、各国輸出信用機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を進めるお客様の手続負担軽減を図る。</li> <li>① Webサービスの拡充と改善【総務部】</li> <li>◆ お客様の負担軽減と利便性向上に資するためWebサービスの更なる拡充と改善を図り、短期</li> </ul>	① お客様の負担軽減  ▶ Web サービスの拡充と改善  ◆ お客様の保険申込等手続きの事務負担軽減及び  効率化のため、OCR シート及びフロッピーディス	また、アンケート調査を行い、Web サービスに対するユーザーの高い評価を確認するとともに、指摘のあった追加の改善要望等、年度当初には予定していなかった改善にも着手。今後もアンケート調査等を通じて、ニーズをくみ取り、よりよいWeb サービスの作成に取り組んでいく。  ・各国輸出信用機関との再保険ネットワークを通じた取組を引き続き実施し、4カ国の輸出信用機関から再保険の引き受けを実施した。また、プーチン大統領の訪日時には、ロシアの輸出信用機関である(EXIAR)との間で再保険協力協定を締結し、再保険ネットワークの拡大を実現。

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	ライン機能を活用した Web サービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。	保険については原則としてすべての商品について Web 化を実現する。	クによる保険申込み手続きを廃止。平成 26 年度 ~平成 28 年度の3カ年プロジェクトとして推進してきた Web 化は、平成 27 年 7 月に提供を開始し、平成 29 年 2 月の企業総合保険の特約関連 (特約更新と限度額設定)手続きの Web 化をもって、Web 化対象の短期保険全ての Web 化を達成。  ▼ 成 28 年度実施の企総については、年度更新、期中限度額設定を Web で行うにあたり、提出書類の統廃合やステップを削減し、また、メールでのファイルのやりとり等の煩雑さも軽減している。  ◆ 8 月に Web サービス利用者を対象にアンケート調査を行った結果、利便性については 80%の、、、その際利用者からいただいた改善要望については 80%の、こ、その際利用者からいただいた改善要望については、原次実現につなげ、サービス提供時間の拡大(開始時間の前倒し)や申込一覧の掲載期間延長などの改善を行った。 【実績: Web 利用率 85%(対目標: 106.2%):バイヤー登録申請 99.4%(対目標: 104.6%)】  ▶ 各国輸出信用機関との再保険協力(短期)を通じたサービスの提供 ◆ タイ・マレーシア・香港・台湾の ECA との間で引受実施(バイヤー国はマレーシア・ロシア・シンガポール・フィリピン・中国・サウジアラビア・台湾等の 15 か国  ◆ 平成 28 年 12 月、ロシアの輸出信用機関であるRussian Agency for Export Credit and Investment Insurance (EXIAR) との間で再保険協力協定を締結。	世界経済の停滞の影響を受け、記事になるような大型案件の引受件数が減少したことが原因と考えられる。 他方、上記環境を鑑み、お客様向けセミナーなどの広報活動について従来以上に積極的に取り組んだ結果、一般のお客様向けのセミナー等については、目標参考値を上回る41回を、中堅・中小企業のお客様向けのセミナー等につい
②意思決定・業務処理の迅速化	②意思決定・業務処理の迅速化	② 意思決定・業務処理の迅速化	② 意思決定・業務処理の迅速化	」いて「空白地域の金融機関及び公的金融機関との提携拡大」 について指摘を受けていたが、平成 28 年度にはすべての都 道府県の金融機関等との提携を実現し、空白地域を充たす
いて不断の改善を行うことにより、 引受審査、保険金査定、債権回収等	保険業務運営に係る知見を集約した ナレッジシステム (NEXIライブ ラリー) については、システム移行を 検討の上、その内容について組織内	Web サービスを拡充し、お客様の負担軽減とともに、日本 貿易保険の保険業務の大幅な効率化・迅速化を実現する。ま た、引き続き業務処理の期間に関する基準を遵守する。		這所宗の金融機関等との提携を実現し、空台地域を光だり ことができた。また、農業関係団体との連携については、 計画にはなかった JA 共済連や農林中央金庫との提携を実現した。
務処理の改善に努めること。なお、 その際の目安として、下記の基準を 満たすよう努めること。 ・信用リスク(註1)に係る保険金	決定・業務処理の迅速化を一層推進 します。 その際、下記の基準を厳守し、お客様 との信頼関係の確立に努めるととも に、一層の迅速化を進めます。特に、 中小企業のお客様向け案件について は、お客様のニーズを踏まえ、業務処	<ul> <li>▶ Web サービスの拡充と改善(再掲)</li> <li>▶ 業務処理期間の遵守</li> <li>◆ 信用リスクに係る保険金の査定期間:55日以下(被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除く)【債権業務部】</li> <li>◆ 保険料の試算に関する問い合わせへの回答:必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G</li> </ul>	<ul> <li>▶ Web サービスの拡充と改善(前掲)</li> <li>▶ 業務処理期間の遵守</li> <li>◆ 平成28年度の信用リスクに係る保険金支払44案件(150件)の査定期間(被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除く)については、平均16.7日(平成27年度18.2日)と目標を十分に達成。また、調査期間を含めた場合でも平均23.6日であり、多種多様な事故の請求に対し、目標の55日以下を下回る期</li> </ul>	・貿易保険利用社アンケートにおいても、「サービスの向上 (保険利用者の負担軽減)」の項目については、平成 27 年 度とほぼ同様の高い評価を受けている。(平成 28 年度実績 高評価回答: 79.5%【目標参考値: 80%】(平成 27 年度実績 82.1%))なお、無回答の 5 件を除いた平成 28 年度実績は平 成 27 年度実績と同値である 82.1%となり、目標参考値を上 回る。

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
は、信用供与期間が2年以上で、政	間は、被保険者事由あるいは海外の 関係当事者への照会による所要期間 を除き、55日以下とする。 ・保険料の試算に関する問い合わせ には、必要な情報を提供された翌営 業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件 については5営業日以内)に回答す る。 ・提出された保険契約申込書等に不 備がある場合、5営業日以内に連絡	信用案件については5営業日以内) 【営業一部(とりまとめ)・大阪支店】 【営業二部】  ◆ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合の連絡:5営業日以内【営業一部(とりまとめ)・大阪支店】【営業二部】  ◆ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合の連絡:3営業日以内【債権業務部】  ◆ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会への回答:5営業日以内【営業一部】  ◆ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分:日本貿易保険の口座に全額入金が確認された日の翌営業日までに送金処理手続完了【債権業務部】  (註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。	間で保険金支払を実行した。	・定量評価においては、新聞掲載数については目標参考値を下回ったものの、他の目標についてはすべて目標を上回る実績を残した。特に中堅・中小企業向けのアプローチ及び関係支援機関等との協同によるセミナー参加については、平成27年度実績を踏まえ、高い目標値を掲げていたにもかかわらず、それを大きく上回る実績を上げた。また、定性評価においては、平成27年度業務実績評価において受けた指摘及び年度当初の計画をすべて実施・達成する等の実績を上げるとともに、農業関連の取組については、「農林水産業支援の拡大(中小企業輸出代金保険の農林水産業者への利用対象拡大)」を活かし、年度当初の計画になかったJA共済連や農林中央金庫との提携を実現した。・以上を勘案し、本項目の評定は[A]とする。  < 課題と対応> ・ Web サービス利用者アンケートの結果を受けて、引き続き利便性の向上を目指した改善を実施する。 ・ 多種多様な事故の請求に対し、規程に基づいた適切かつ迅速な保険金支払いを実施するため、約款に基づいた支払期限(3ヵ月又は1ヵ月)を遵守し、かつ、日数で計ることができない請求から支払いまでのお客様対応についてもより質の高いものを目指す。 ・ 貿易保険の潜在的なお客様向けに積極的な広報活動を展開し、貿易保険の認知度を向上させ、その利用を促進する。
の把握	把握	③ 情報提供の強化とお客様ニーズの把握 広報活動の強化を通じて貿易保険の認知度向上を図る。ま	③ 情報提供の強化とお客様ニーズの把握	
中小企業を含めた利用者向け情報 提供を強化するなど、保険商品に関 する広報・普及活動を積極的に展開 すること。これまで貿易保険サービ	現在の保険商品に関する広報・普及 体制を充実させ、潜在的なお客様の 発掘に積極的に取り組みます。具体 的には、ホームページやパンフレッ	た、各種セミナー・説明会の開催や個別訪問などを通じ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組む。加えて、お客様への定期的な訪問等により、的確なニーズ把握を進める。		
スを利用したことがない中堅・中小	ト等を逐次見直し、広報活動を通じ て貿易保険の認知度の向上を図りま	<ul> <li>広報活動の強化【企画室】</li> <li>● 貿易保険と日本貿易保険の認知度向上のための新聞記事等の掲載働き掛け 【目標参考値:新聞掲載件数 150 件 うち全国紙 42 件】</li> <li>◆ 特殊会社化に向けたホームページ及びパンフレットの改訂</li> <li>◆ お客様向けの各種セミナー、懇談会、説明会等を</li> </ul>	<ul> <li>広報活動の強化</li> <li>● 貿易保険と日本貿易保険の認知度向上のための新聞記事等の掲載働き掛け</li> <li>【実績:新聞掲載件数 146 件(対目標:97.3%) うち全国紙 40 件(対目標:95.2%)】</li> <li>◆ 特殊会社化に向けたホームページ及びパンフレットの改訂については、平成 28 年度内に準備を終え、平成 29 年 4 月 1 日から切り替え済み。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	お客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的	通じた広報 【目標参考値: 各種懇談会・会議・説明会	◆ お客様向けの各種セミナー、懇談会、説明会等を 通じた広報	
	な普及活動を行います。 また、お客様憲章の徹底を図りつつ、	等を通じた情報発信回数 40 回】	【実績:各種懇談会・会議・説明会等を通じた情報発信回 41回(対目標:102.5%)】	
	お客様の意見聴取・ニーズの把握を	▶ 業種別・国別等バイヤー格付(財務内容の特徴、	→ 業種別・国別等バイヤー格付に関する集計・分析・提	
	常に行い、お客様にとってより利便	事故データ分析等含む)に関する、有用な情報を	供	
	性が高く多様なサービスを提供でき	集計・分析し、e-NEXI やセミナーを通じてお客	NEXI 登録バイヤーの財務情報について業種別・国別	
	る体制を整えます。	様へ提供する。【 <b>審査部</b> 】	に分析。そのうち、バイヤー数が多く、一定の傾向が	
	その際、新たなお客様のビジネス実		みられたアジア地域について報告をまとめ、e-NEXI	
	態を踏まえるとともに既存のお客様		平成 29 年 3 月号に掲載しお客様へ情報提供を行っ	
	についても定期的な調査等を通じ、		た。他に、損失発生通知提出のバイヤーについても、	
	お客様のニーズに応じた商品性の開		財務内容・支払振り・その他バイヤーの特性に着目し	
	発や改善を行い、保険制度の一層の		分析。顕著な傾向は見られず、外部への提供は見送っ	
	普及に繋げます。		たものの、内部審査の参考として活用している。	
		中堅・中小企業のお客様に対する貿易保険制度の浸	▶ 中堅・中小企業のお客様に対する貿易保険制度の浸透	
		透と利用促進 <b>【営業一部(とりまとめ)・大阪支</b>	と利用促進	
		店】	◆ 貿易保険の広報活動として、セミナー・説明会や	
		◆ 関係支援機関や提携金融機関等との協力によるセ	イベントに参加。【関係機関等との協働によるセ	
		ミナー・説明会の開催などによる貿易保険の広報	ミナー・説明会やイベントの実施・参加回数 168	
		活動	回(本店 88 回(対目標: 220%) 大阪 80 回(対	
		【目標参考値: 関係機関等との協働によ	目標:200%))(対目標:210%)】	
		るセミナー・説明会やイベントの実施・参	• 中堅・中小企業をターゲットに貿易保険を積極	
		加回数 80 回(本店 40 回、大阪 40 回)	的に紹介すべく、日本貿易振興機構(JETRO)、	
		◆ 関係機関・団体等のホームページへのバナー設	中小企業基盤整備機構、商工会議所、各経済産	
		置・リンク設定を行って、日本貿易保険ホームペ	業局等との連携により、各種セミナー・説明会	
		ージの誘導を図る	に参加し、説明を実施。平成28年5月 MEXI初	
		【目標参考値: リンク設定数 30 社	主催(JETRO 共催)の海外展開チャレンジセミナ	
		(本店 15 社、大阪 1 5 社) 】	一を開催し、約160名集客。	
		◆ 貿易保険制度の認知度向上に向けて、ホームペー	◆ 関係機関・団体等のホームページへのバナー設	
		ジ改善や様々な広報媒体を活用する。	置・リンク設定により、日本貿易保険のホームペ	
		◆ 国内農産物製造者、農産物加工業者等の集まる場	ージへ誘導。【リンク設定数 37 社(対目標:123.3%)	
		所(アグリフード EXPO、地方の展示会、交易会等)	本店 16 社 大阪 21 社】	
		でのセミナーや説明会の実施、並びにブース設置	◆ 認知度向上に向けたホームページの改善取組と	
		による広報活動に取り組む。さらに、農業(輸	しては、中小企業・農林水産業輸出代金保険の販	
		出)関係団体との提携を進める。	売にあわせ、中小企業専用のページの改訂並びに	
		◆ 関係支援機関と協力協定を結ぶ等、農業関係に知	画面遷移の改訂を実施。また、ニッキン、日本政	
		見のある支援機関との連携を強化し、具体的案件	策金融公庫発行の「アグリフード」への寄稿。金	
		の組成につなげる	融庁海外進出パンフへの掲載を実現。	
		◆ 中堅・中小企業に対するアプローチ強化	◆ 国内農産物製造者、農産物加工業者等の集まる場	
		【目標参考値:中堅・中小企業への訪問等 による面談実施 250 社(本店 150 社、大阪	所での広報活動の取組として、各農政局主催の 「農林水産業の輸出力強化戦略説明会」(ブロッ	
		100社)	ク別、県別)6次産業化・農商工連携フォーラム	
		100 <u>T</u> L/	ク別、宗別) の次座来化・震商工連携フォーラム (全国 6 箇所)、農商工連携シンポジウムに参加	
		▶ 貿易保険の利用拡大。特に中堅・中小企業による利	(主国 0 箇所)、展倒工連携シンパシリムに参加 し、パンフレット配布等により貿易保険を周知。	
		ア 員勿休喫の利用扱人。特に中壁・中小正業による利用拡大(後掲)	<ul><li>・ アグリフード EXPO、沖縄大交易会、FOODEX</li></ul>	
		HTMA(後間) 【営業一部(とりまとめ)・大阪支店】	JAPAN 2017 等での積極的な広報活動実施。	
		1日末 印(こ)6この)「八次又旧」	日本農業新聞の農産品輸出特集に記事及び広告	
			ロで展示が同い展注明制田内木に配手及い四日	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		阪支店】 継続的に貿易保険をご利用いただいているお客様への訪問等を通じたニーズの把握 【目標参考値: 訪問社数 150 社 (本店 90 社、大阪 60 社)】      お客様相談窓口対応の充実【営業一部 (とりまとめ)・大阪支店】 お客様総合窓口による顧客相談及び成約・貿易保険利用をするお客様に適正な商品を紹介すること、また担当グループへの引継ぎを適正に実施することなど、顧客対応の充実に努めていく。 【目標参考値:・過去3年以上利用がない元先へのコンタクト:個別保険利用:70社、中小保険32社、手形保険30社・昨年利用相談やバイヤー登録手続きまで完了した社のうち、見込みのあるものへの再トレース 87社】	<ul> <li>◆ 農業関係に知見のある支援機関との連携を強化として、全国共済農業協同組合連合会、北海道農政事務所、全国漁業協同組合連合会、水産物の協議会、酒造組合及び埼玉県庁などを訪問し、中小企業・農林水産業輸出代金保険の紹介と連携の強化をはかった。</li> <li>◆ 中堅・中小企業へのアプローチ強化【実績:中堅・中小企業への訪問等による面談実施445 社(対目標:296.7%):本店222 社大阪223 社】</li> <li>・ 全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫、他、地銀3行、信金3金庫と業務提携実施(今年度で提携金融機関計114機関となり、すべての都道府県の金融機関との提携を実現。)</li> <li>〉 貿易保険の利用拡大。特に中堅・中小企業による利用拡大(後掲)</li> <li>⇒ お客様ニーズの把握積極的にお客様ニーズのヒアリングを行い、各種の制度改善を実現した。具体的には、貿一個別、中小保険の申込期限の緩和。Web申込時間8:00~の延長、Web申込制限(午前の申込不可からの改善)(平成29年)等。</li> <li>【実績:訪問社数 326社(対目標:217.3%)(本店240社、大阪86社)】</li> <li>⇒ お客様相談窓口対応の充実月250~270件(同一社からの複数確認除く)の相談・問合せへの丁寧な電話応対と説明資料(マンガなど)送付し、状況に応じ往訪・面談実施。過去1年以上利用がない元先へのコンタクトを実施し、9社の再利用につながった。</li> <li>【実績:過去3年以上利用がない元先へのコンタクト266社(対目標:201.5%)】</li> <li>【実績:昨年度利用相談やバイヤー登録手続まで完了した社のうち、見込みのあるものへの再トレース:97社(対目標:111.5%)】</li> </ul>	
(3)リスク管理の強化及び業務の	(3) リスク管理の強化及び業務の	(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備	(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整	〇リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備
適正確保のための体制整備	適正確保のための体制整備	   年度計画の一層の明確化・数値化と、PDCA サイクルの確立を通	備	【 <b>評定</b> :B】 <根拠>
リスク管理及び保険金査定等の業	リスク管理及び保険金査定等の業務	して業務の適正確保を図るとともに、リスク管理体制や内部統制		- ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
務運営、内部統制、コンプライアン	運営、内部統制、コンプライアンス等			社化、貿易再保険特別会計の移管を踏まえ、財務の健全性
ス等の強化を図るための体制整備、	の強化を図るための体制整備、並び	制度整備を着実に進める。		を維持しつつ、一方で政策目的達成のリスクテイク機能を
並びに人材育成に努めること。	に人材育成に取り組みます。			強化するという2つの要請を高度にバランスさせて、貿易
				保険の事業価値の最大化を図るため、より一層高度なガバ
①リスク管理の強化	①リスク管理の強化	① リスク管理の強化	① リスク管理の強化	ナンス体制やきめ細かいリスク管理体制を構築すること。
				具体的には、財務健全性指標(危険、警戒ラインの考え方
重点的政策への対応強化を含めて、	金融取引の高度化・我が国企業の対	▶ リスク管理態勢の高度化【コーポレートガバナンス	> リスク管理態勢の高度化	など)の早急な検討及び、リスク管理の高度化、サービス
安定的かつ継続的に貿易保険サー	外取引の複雑化を背景に、高度・複雑	部】	特殊会社化に向けた統合的なリスク管理体勢を確立す	向上のための人材採用・育成など、質・量両面での人員体

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
ビスを提供するため、個々のカント リーリスクやバイヤーリスクの審 査の充実はもちろん、日本貿易保険	かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、 安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオ	新会社への移行に伴い、日本貿易保険の業務運営に伴い発生可能性のある重大なリスクを、引き受け、資金運用、オペレーション、コンプライアンス等のリスクカテゴリー別に把握し、各カテゴリー別のリスクに対する管理態勢を検証した上で、委員会や部署の設置、人員の配置や規定整備等必要な強化策を検討し、特殊会社化に向けた統合的なリスク管理態勢を確立する。また、日本貿易保険の引受の更なる拡大のために民間の再保険マーケットを活用しリスク軽減を図ることを検討する。	本度業務実績  るために、平成 28 年 10 月にコーポレートガバナンス部を新設。その中に、業務運営に伴い発生可能性のある重大なリスク(引き受け、資金運用、オペレーション、コンプライアンス等)に対して、以下の部署を設置。  <監査グループ> 監査グループは、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、ガバナンス・リスク・マネジメントおよび内部統制に関連する経営諸活動の遂行状況評価し、これに基署として設置。「機密情報管理全般に関する徹底を行った。  <リスク管理グループ> NEXI が中期的に晒されているリスクの洗い出し実施。「保険引受」、「資金運用」及び「オペレーション」に大分類のうえ、リスク項目に、「オペレーション」に大分類のうえ、リスク項目に、「月)。 引受リスク:  シナリオに基づいて保険金支払状況のシミュレーションを行う「集中リスク管理」を導入(5月)し、都度NEXI の新規引受によって増大する集中リスクのモニタリングを行った。  メ新会社の統合リスク管理に係わる基本方針について経営会議で議論し(7月)、、保険引受リスク管理」を開始した。 民間の再保険マーケットを利用したリスク軽減策:  メ集中リスクモニタリングの結果、リスクが集中する国の大型案件を中心に民間再保険手配を模索しながら、新規引受の余力を確保する取り組みを進め、民間への再保険の実施(平成 29 年 4 月)につなげた。資金運用リスク:  メ新会社の資金運用戦略について経営会議で議論し(7月)、会社化後の資金運用のあ	制の強化を図ること。・内部ガバナンスが適切に機能するよう、特殊会社化までに内部監査体制の強化を図ること。」との指摘を受け、平成 28 年 10 月にコーポレートガバナンス部を新設。リスク管理体制及び内部監査体制の構築・オペレーションリスクの精査及び民間の再保険マーケットを利用したリスク軽減策の手配を行い、「財務の健全性を維持しつつ、一方で政策目的達成のリスクテイク機能を強化するという2つの要請」のバランスを実現した。 ・また、個別リスクの引き受けに際しては、個別国のカントリーリスクの精査・分析強化や審査マニュアルの充実、代位を含む NEXI の権利を明確に確保するための措置等、年度当初に予定した取組を着実に実施。 ・引受時以外の事務リスクや、査定におけるリスク等についても、事務フローの見直しや、勉強会の開催等、年度当初に予定した取組を着実に実施。 ・平成27 年度業績評価における指摘事項や年度当初に予定した取組を着実に実施。 ・平成27 年度業績評価における指摘事項や年度当初に予定した取組を着実に実施。 ・平成27 年度業績評価における指摘事項や年度当初に予定した取組を着実に実施している状況を勘案し、本項目の評定は [B] とする。 ・ 関切な内部統制体制を構築し運用する。・ リスク管理の徹底のため、統合的リスク管理(保険引受リスク、資金運用(財務)リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、カーノルを定め、PDCAサイクルを確立させる。・ 各種研修の実施により、引き続き職員の専門能力の向上に取り組む。・ 保険金の的確な査定に向けて、グループ内でマニュアルや運用の整備(適時見直しを実施)を行い、知見を高めるとともに事例研究会の開催を通じて営業部門の査定業務に対する理解を深める。・ ステークホルダーや社会に対し、ガバナンス(リスク
			<u>資金運用リスク:</u> ✓ 新会社の資金運用戦略について経営会議で	管理体勢、コンプライアンス及び評価委員会等)に関
			10月)。 ✓ 平成 28 年 10 月に新設されたリスク管理 G において資金管理と運用を執り行い、出入金を担当する出納 G との業務整理を行った。	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
中期目標	中期計画	中度計画(平成28年度)  → 事務フローの見直しによる事務リスクの低減【総務部】 フロント・バック業務の分離等、引受から証券発行に至る既存手続きの大幅な見直しを行い、簡素化や適正化を図りつつ事務リスクの低減を実現する。  → パイヤー格付制度の改善等【審査部】ポートフォリオ状況・バイヤー格付状況(短期・信用)把握の精度向上を通じた、バイヤー格付・短期与信精度の改善。例:格付別事故分析、格付遷移分析、短期ポートフォリオ報告  → 高エクスポージャー/高リスク国についてのカントリーリスクの把握/分析強化【審査部】大型の中長期案件相談を受けている国や、引受残高が多い国等、その国のカントリーリスクをとれるかどうか、頻度を高めて分析すべき対象国の抽出枠組みを策定し、それらの国について詳細な調査分析を行う。	✓ ドル建て貿易保険導入に係わるリスク(引受リスクと運用リスクの整理を踏まえ)について分析を行い、商品設計に反映した(1~3月)。  オペレーショナルリスク: ✓ 平成28年度内部監査計画に沿って、リスクベースで「イレギュラーな事務処理」「保険金査定」及び「新会社への移行準備状況」について内部監査を実施し是正措置を講じるとともに、コンプライアンス・プログラムにおいては「機密情報管理」「個人情報の適切な管理」に焦点を当てて、情報管理全般に関する周知徹底を行った。 ✓ 大規模地震災害を想定したBCPを制定した(平成28年4月)。  事務フローの見直しによる事務リスクの低減短期(個別・包括)保険、中長期保険の引受において、全社的(大阪支店含む)なフロント・バック業務の切り分けを行った。営業と証券発行業務を明確に切り分け、証券発行を専業にすることにより、事務ミスを軽減した。	自己評価 〈評定と根拠〉
		<ul><li>リスク管理の強化を目的とし、営業への指導が可能 となるよう、セクター別情報・事例等を追加して、 審査マニュアルを充実させる。【審査部】</li></ul>	ーリスク評価コメント」を新たに作成し、NEXI の適切なカントリーリスク評価・管理に寄与した。  ▶ リスク管理の強化を目的とした審査マニュアルの充実プロジェクトファイナンスでのキャッシュフロー評価	
		0 /33	における感応度分析に関し①電力案件、②銅を主とした鉱物資源案件、③石油資源案件について、過去の引受案件を検証し留意点を審査マニュアルに纏めた。また、コーポレートファイナンスの財務分析用テンプレートを作成し、営業部と共有。更にテンプレートを利	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		<ul> <li>▶ 貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険、海外投資保険において、保険契約上の日本貿易保険の権利、保険金支払後の回収可能性の確保・向上を目的として、被保険者のみならず借入人若しくは被保険投資の相手方等からの情報入手や、代位を含めた日本貿易保険の権利を法的に一層明確に確保できるようこれらの者との間の明文上の取り決めをルール化させる。海外投資保険【営業一部】【営業二部】【審査部】貸付・海事【営業二部】</li> <li>▶ 世界経済や各国の動向に関する情報収集・分析を行いつつ、資源価格下落等マーケット環境悪化や戦乱の影響によりリスクが顕在化又は顕在化する可能性がある保険引受案件について、既存案件の管理態勢を強化する。【審査部】</li> </ul>	用してのコーポレートリスク分析についても審査マニュアルに纏める等、審査マニュアルの充実に努めた。  3	
②専門能力の向上及び人材育成	②質の高いサービス提供のための専 門性向上及び人材育成	② 質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成	た。 ② 質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育 成	
整備を図るため、専門能力を有する 人材の登用や能力開発を通じ、リス ク分析、貿易実務、国際金融ビジネ ス等に関する職員の高度な専門的	対外取引の複雑化、産業界のニーズ の変化等に伴い、貿易保険がてん補 すべきリスクの性質も一層複雑なも のとなりつつあることに鑑み、ニー ズに応じて質の高いサービスを提供 できる専門家集団となるよう組織全 体の専門能力向上に引き続き取り組 みます。 国際金融、法務、財務、貿易実務等に 関する専門知識を有する人材の採用	<ul> <li>保険業務に関する規程類等の整備【企画室】</li> <li>保険業務に関する規程類・内部運用ルールの体系的な整備</li> <li>案件引受における信用・カントリー・環境の審査基準を体系的に整備する。【審査部】</li> </ul>	<ul> <li>→ 保険業務に関する規程類等の整備(平成28年4月実施済)</li> <li>保険業務に関する規程類・内部運用ルールの整理を実施。</li> <li>▶ 案件引受における信用・カントリー・環境の審査基準の体系的な整備引受判断に係わる考え方について体系的に整理し、「引受リスク審査基準」として取り纏めた。併せて「国カテゴリー及び国別引受方針審査基準」「与信管理審査基準」「環境審査基準」をとりまとめ、株式会社後の業務の円滑な遂行に資するべく、</li> </ul>	
	を進めるほか、プロパー職員の定着、 十分な職員研修等により、高度な専 門性と実践能力の向上に取り組みます。	<ul><li>▶ 体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上 【総務部】</li><li>組織内部・外部の力を活用して、職務経験・知識レ</li></ul>	さめ、休式会社後の未務の日清な送刊に負するべく、 社内ルールの明確化を図った。	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		ベルに応じた職員教育を充実させる。 ◆ 新入職員研修	ナー研修、損保研修、貿易保険研修、貿易実 務研修等を行うとともに、商社、エンジニア リング会社等外部機関を訪問し、社会人及び NEXI職員としての基礎知識を身につける	
			べく入社時研修を実施した。  ・ 入社後3年間で習得すべき知識として、簿記、ビジネス法務、銀行業務及び貿易実務について、ベーシックスキル研修として研修を開始した。(ベーシックスキル研修は既存の	
		◆ 入社2年目職員に対する海外研修	職員も受講対象としている。) ◆ 入社2年目職員に対する海外研修	
			入社2年目となる5人の職員を、パリ、ニューヨーク及びシンガポールの各海外事務所に派遣し、実地研修を実施した。初めての試みであったが、大きなトラブルもなく、研修職員は貴重な経験を得られ大変有意義な研修となっている。	
		◆ 職員の基本的な業務知識習得のための研修(貿易 実務、財務分析等)	◆ 職員の基本的な業務知識習得のための研修 簿記、ビジネス法務、銀行業務及び貿易実務等、 日本貿易保険職員として、基本的な知識習得のた めの研修として、ベーシックスキル研修を実施。	
		◆ キャリア階層に応じた技能研修(管理職・非管理 職別研修)	◆ キャリア階層別研修 役職者向けシステム研修、360 度フィードバック 研修、NEXIが取り組むべき課題研修、情報セ キュリティ研修、コンプライアンス研修、ITリ テラシー研修など、キャリア階層に応じた技能研 修を実施。	
		◆ 職員のキャリアアップに向けた研修(海外勤務の ための語学研修、情報システム研修、財務分析高 度化のための研修、国内大学院支援制度)	◆ 職員のキャリアアップに向けた研修 特別研修(グロービス経営大学院大学、筑波大学 での講座受講、トレードファイナンス研修等)や 専門能力開発研修(貿易実務、国際金融、財務分 析、情報システム等)及び自己啓発研修(英語な ど)を実施。	
		<ul> <li>▼ マネージメント研修等         【目標参考値】職員向けアンケート「研修制度の充実」における満足度(注)80%[15年度実績:74.8%]         (注)アンケート結果において、「大いにそう思う」、「ある程度そう思う」と回答した割合     </li> </ul>	◆ マネージメント研修等  • 以下の業務研修を実施 ①決算説明会/NEXIの財務会計、②再保 険(受再)、③カントリーリスク研修(初級 編、中級編)、④保険事故事例説明会、⑤安 全保障貿易管理勉強会、⑥CRG勉強会  • 海外研修	
			NEXIでは初となる民間企業への出向研修について検討し、平成29年度の実施を決定した。 ・ 国内研修経済産業省への行政事務研修生として職員1名を派遣した。	
			【実績:職員向けアンケート「研修制度の充実」における満足度 82.6%(対目標:103.3%)】 (注)アンケート結果において、「大いにそう思	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 〈評定と根拠〉
		<ul> <li>▶ 特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の充実 【総務部】 特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の一層の充実を図る。</li> <li>◆ 海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修</li> <li>◆ 力ントリーリスク研修</li> <li>◆ 的確な保険金査定に向けた事例研究会</li> <li>◆ 債権回収研修(後掲)</li> <li>◆ 金融実務知識(トレードファイナンス、コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス)研修</li> <li>◆ 情報システムに関する基本的な知識習得のための研修</li> <li>◆ 財務・会計研修等</li> </ul>	う」、「ある程度そう思う」と回答した割合  → 特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の充実  ◆ カントリーリスク研修 カントリーリスク研修(初級編、中級編)を NEXI 職員と METI 保険課職員へ実施した。 初級編では、カントリーリスク分析の基礎(経済指標の読み方など)を解説した。中級編では、経済危機の特徴とその予測の仕方の例について解説を行った。  ◆ 的確な保険金査定に向けた事例研究会 「査定の考え方(保険金請求書類の整理)」「約款上の義務違反による保険金不払い」「保険事故事例説明会」の内部説明会を実施。  ◆ 債権回収研修(後掲)  ◆ 金融実務知識(トレードファイナンス、コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス)研修 金融実務知識研修として社内研修(平成28年10-11月全3回)及び下記社外研修への派遣を実施。 【社外研修】 グロービス経営大学院大学(アカウンティング、ファイナンス講座)受講、証券アナリスト試験用講座受講、筑波大学ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル4講座  ◆ 情報システムに関する基本的な知識習得のための研修 平成29年2月実施。  ◆ 貿易保険に関する財務・会計研修等「NEXIの財務会計」研修を実施	
③保険金の的確な査定	③保険金の的確な査定	③ 保険金の的確な査定	③ 保険金の的確な査定	
定を行う観点から、平成23年10 月28日付け会計検査院の指摘を	28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意し	▶ 的確な査定に向けた事例研究会の実施 (後掲)【債 権業務部】	▶ 的確な査定に向けた事例研究会の実施 (後掲)→ 12p. 13p. 24p. 保険事故や損防義務に係る情報共有と査定能力向上のため、事例研究会を平成29年2月に実施。また「査定の考え方(保険金請求書類の整理)」「約款上の義務違反による保険金不払い」について整理し、社内説明会を平成28年8月に実施。更に、必要な制度改正(保険金請求書類別表等)を平成28年11月に実施。	
④内部統制の強化とコンプライア レスの徹底	スの徹底	ガバナンス部】 ▶ 年度監査計画を策定し、内部監査部門の強化を図る	⇒ 年間監査計画を策定し、内部監査の強化の促進 a) イレギュラーな事務処理のレビュー(5月実施)	
	独立行政法人における内部統制にか かる総務省の研究会報告書等を参考	とともに、リスクが大きいと考えられる機能(コンプライアンス、事務管理等)にフォーカスしたリス	システム作業依頼書を分析の上、イレギュラーな 事務処理の実態について、個別ヒアリングを実	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 〈評定と根拠〉
⑤業務運営の透明性の確保	⑤情報開示を通じた業務運営の透明 性の確保	⑤ 情報開示を通じた業務運営の透明性の確保	⑤ 情報開示を通じた業務運営の透明性の確保	
利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策の第一、登場を表別間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。	織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解 頂くべく、情報開示を積極的に行い	<ul> <li>▶ HP、アニュアルレポート等による組織・業務運営に関する情報の開示【総務部】</li> <li>▶ 特殊会社化後の情報開示の在り方の検討【総務部】</li> </ul>	<ul> <li>▶ HP、アニュアルレポート等による組織・業務運営に関する情報の開示</li> <li>HP、アニュアルレポート、「e-NEXI(貿易保険関連情報を、関心のあるお客様に向けて毎月1回配信しているメールマガジン)」」等を通じて、組織、業務運営に関する情報を掲載し開示。</li> <li>▶ 特殊会社化後の情報開示の在り方の検討特殊会社化後の情報開示のあり方について検討を行い、アニュアルレポートにおける情報開示や、第三者評価委員会の評価の開示、中間決算についての作成・公表、及びIRについて対応を実施。</li> </ul>	
(4) 重点的政策分野への戦略化・ 重点化	(4)重点的政策分野への戦略化・重 点化	(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化	(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化 インフラシステム輸出や資源エネルギー確保等、中長期案件	○重点的政策分野への戦略化・重点化【評定:A】
業政策、資源エネルギー政策等との 密接な連携に努めること。中でも 「日本再生の基本戦略」を踏まえ、 以下に掲げるような政府とついて 一層戦略化・重点化しつの受け、引受 的に取り組むべき分野に、引受 所に取り組むがきりのでは、 一層戦略化・重点が大を図り、 の質的及び量的な拡大を図り及び割からに特に重要な中長期行の2割から 等件の引受比率を現行の2割から といるの際の指標については、 経済産業省が今後策定の 国際踏まえるものとする。)。 こうした経済産業大臣が日本貿易保	このため、以下の政策課題について、 政策上の具体的要請を把握した上 で、各年度計画に必要な制度上の具 体的対応策を盛り込み、着実に実行 に移します。 また、当該分野の引受リスク拡大に 向けた商品・制度の普及に努め、政策 の実現に貢献します。国別引受方針 の見直しについては、国毎のリスク	<ul> <li>これまで実施した制度改正も活用しつつ、インフラシステム輸出や中堅・中小企業</li> <li>支援、資源・エネルギーの安定供給源確保等、政策的重要度の高い分野への支援に引き続き積極的に取り組む。【営業二部】【営業一部】 【目標値: 政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率 3割以上】 【目標参考値:上記該当引受案件 19 件、内諾案件20 件、積極的受注支援案件※28 件目処、以下☆印のついている案件が該当。Letter of Intent の発出件数:30 件目処】</li> <li>※入札時やプロジェクト初期において、プロジェクト契約書や融資スキームについて本邦企業や相手国政府・企業へのアドバイス等を行った案件</li> </ul>	を大きく上回る 44.7%を達成。 【政策的に特に重要な案件の引受比率 30%以上:44.7%(対	・資源価格の低迷や世界経済の停滞の影響を受け、個別プロジェクトの進捗状況が芳しくないなか、政策的に特に重要な案件の引受比率について目標値である 30%を大きく上回る 44.7%を達成。目標参考値とした引受案件数・内諾案件数・積極的受注支援案件数・LOI 発出案件数についても、する項目である成果を達成。環境改善や、資源エネルにおいて、目標を大きく上回る成果を達成。環境改善や、資源エネルにおいて、目標を大きく上回った成果を達成。 ・政策ニーズの高まっている中堅中小企業向けの引き受けについても、新輸出大国コンソーシアムとの連携等、では、日標を大きく上回る実績を達成。特に中堅・中小企業の成約件数については、目標を大きく上回る実績。 ・農業分野への取り組みについても、定量目標において、すべて目標参考値を上回る実績を達成。特に「農林水産業支援の拡大(中小企業輸出代金保険の農林水産業者への利用対象拡大)」を行ったことを活かし、農業・食品セクター利用社数については、目標を大きく上回る実績。 ・のECD(環境共通アプローチを含む)、「WG等の会へは、

中期目標	中期計画		年度	医計画(平成28年度	<del>.</del> )			年度	業務実績		自己評価 <評定と根拠>
①新たな成長戦略への対応	①新たな成長戦略への対応	① 新たな成	えし   表戦略への	D対応		① 新	たな成長	戦略への対応	2		持続可能な貸付等に関する議論に積極的に貢献した。
アを中心とする旺盛なインフラ需要に応えていくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様な	地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組みます。		【目標参考 積極的受注		13 件、内諾案件 12 件、 処☆】【 <b>営業二部</b> 】	、 案件 NP ス運	実績:該 件 15 件 (対目標 T 向け送' ペイン Ga 輸省案件	(対目標:125 :127.8%)。 電線敷設案件 as Natural L	6 件(対目標:12 5%)、積極的受注 引受案件の具体 、アンゴラ海底が NG 船案件、ウガ アクノパーク事	E支援案件 23 例:ベトナム アーブル案件、 ンダ土木事業	・引受リスクの質的、量的拡大に関しては、関係機関や政府等との積極的なコミュニケーションを通じ、関係性の概築・改善や情報収集に努めたうえで、「質の高いインフラバートナーシップ」等において実施した制度改正を活かしたがら、サブソブリンリスクの引き受けや、地熱資源のリスクの引き受け等、新たなリスクの引き受けを達成。本邦企業の海外事業の展開を強く後押しした。 ・定量評価について、すべての項目で目標を上回り、多くの項目において目標を大きく超えた実績を達成。定性評価について、当初に予定した取組をすべて着実に実施した。で、「質の高いインフラパートナーシップ」等の政府方針に沿った商品改善を基にした新たなリスクの引受や、海外外人の訪日や TICAD 等のイベントに合わせた協定・融資契約の調印等、政府における重点分野において当初計画を大きく上回る実績を達成。以上を踏まえ、本項目の評定は「A」をする。  〈課題と対応〉 ・ 「質の高いインフラパートナーシップ」に基づく機能強化を活用しつつ、チャレンジングなリスクに対応し、日本企業の輸出や海外事業展開を積極的に支援で
②中小企業及び農業等の国際展開 支援	②中小企業及び農業等の国際展開支援			等の国際展開支援 の国際展開支援	堅・中小企業に関して			び農業等の国		業に関しては	る。
全国各地の中小企業の国際展開を	中小企業のお客様の国際展開支援と				ムの枠組を活用し関係				/L-「エー・」 /ムの枠組を活用		いることも踏まえ、当該分野の利用を促進する。
支援するため、平成23年度に創設	して、関係諸機関とも連携し、中小企		機関との過	重携を図りつつ貿易	易保険の利用拡大を実	の <del>;</del>	連携を図	りつつ貿易保	険の利用拡大を	実施。	・ 国内外の関係機関との連携や関係強化により、貿易保
	業輸出代金保険等を始めとする貿易			-部(とりまとめ)	・大阪支店】【営業二			新規利用社	うち、中堅・中小		
	保険商品等の普及・広報の取り組み		部】					数	企業の個別系商		業参画の環境の整備に取り組む。 
以上に拡充し、民間金融機関や中小					t、うち中堅・中小企業				品	商品成約件	
	また、地方銀行との提携ネットワー				小企業の個別系商品成				(中小、個別、手	数	
	クや信用金庫との提携など、民間金融機関のカット		約件数 2	000 1 <del>11</del> ]				F0	形)	4000	
	融機関や中小企業関係機関のネット   ロークを大幅に拡大し、提携関係の			☆£ ‡月 チィノ 〒 シート ※トャ	うち、中堅・中小企	実績			41	4036	
険事故前輸出代金債権の流動化支	│ ワークを大幅に拡大し、提携関係の │ 一層の質的強化などを通じて、中小			新規利用社数 	まの個別系商品 業の個別系商品		大阪	32	25	4000/+4-5	
	企業の利用拡大(26年度以降、年間				(中小、個別、手形)		合計	90(対目標:	66(対目標: 101.5%)	4036(対目標:161.4%)	
と。	新規利用50社以上)に繋げるほか、	平成 28 年	本店	46	36			· 信: 115.4%)	101.3%)	<b>行示</b> .101.4%)	
	民間金融機関による貿易保険付保債	度目標	大阪	32	29		企業		<u>│</u> 出大国コンソーシ	アムに紹介す	]
	権の買取りや担保貸付(保険事故前		合計	78	65				ロス国コファーフ ンソーシアムの <sup>材</sup>		
	輸出代金債権の流動化支援など)の		ыяі	, ,					親子ローン向け		
									· 秋子ローン同けた ·/TDB Leasing 向		
	更に、中小企業のみならず、サービス	<b>\sigma</b>	Web サービ	スの拡充と改善(拝	<b>五</b> 掲)				/ 100 Ceasing in の子会社向けロ-		
	産業、クリエイティブ産業、農業、建		農業分野へ		/ إن د د	> Wel		吸(中主正来 スの拡充と改		-/0	
にも貢献すること。	設業といったこれまで国際展開が十				輸出力強化 WG 及び		業分野へ		m (1941a) .		
	1	<b>▼</b> 1' 1			TO 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			(63.4) <del>4.4</del>			

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	も、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。	等による農業・食品セクターへの投資・輸出支援、関係機関及び各地の事業別組合等に対し積極的周知活動を展開【営業一部(とりまとめ)・大阪支店】  【目標参考値:農業食品セクター利用社数55社】  ◆ 日本の安定的な食料調達に資する海外農業・食品セクター向けファイナンスを支援。【営業二部】  【目標参考値:農業分野におけるファイナンス支援平成28年度まで3件】	周知活動を展開 【実績:農業・食品セクター利用社数 80 社(対 目標:145.4%)】  ・ 各農政局主催の「農林水産業の輸出力強化戦略 説明会」(ブロック別、県別)6 次産業化・農商 工連携フォーラム(全国 6 箇所)、農商工連携 シンポジウム、展示会(Food expo、大交易会、 Foodex Japan など)に参加し、パンフレット配 布等により貿易保険を周知。  ◆ 日本の安定的な食料調達に資する海外農業・食品 セクター向けファイナンスを支援 【実績:平成 27-28 年度累計 3 件 (対目標:100%) 】 平成 27 年度:アルゼンチン CAGSA 社向け運転	
		<ul> <li>▶ 国内再保険スキームの推進(後掲) 国内の民間保険会社を元受とした再保険新スキームの引受実務フローを確実に実施する。商工会議所加盟企業を中心とする中堅・中小企業に対する貿易保険引受を拡大する。広報媒体を通じた情報発信、各種セミナーおよび提携機関等を通じた制度紹介に努める。【営業一部】</li> <li>▶ 提携金融機関等へのカントリー説明会を実施。【審査部】 (参考目標: 年5回 )</li> </ul>	資金支援引受 平成 28 年度: アルゼンチン ACA 社向け運転資金支援引受 アルゼンチン Vicentin 向け運転資金支援引受	
③環境・安全技術の普及	③環境・安全技術の普及	③ 環境・安全技術の普及	③ 環境・安全技術の普及	
守にとどまらず、我が国の経験・教 訓を踏まえた先進的な環境・安全技 術の輸出やプロジェクトの組成を、	我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつの引受を拡大します。更に、地球環境保に対策の重要性に鑑み、地球環境的ないで、世界経済の発展にも貢献します。また、OECDにおける環境として、対策を配慮ガイドともに、対策を発展に行うとともにはいる。また、一チの議論等を踏がイドともに、対率を変換を整備します。	<ul> <li>超々臨界圧石炭火力発電所案件等、先進的環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクト、及び再生可能エネルギー案件等、温室効果ガスの排出低減に資する設備・機器輸出やプロジェクト積極的に支援する。【営業二部】【目標参考値:該当引受案件5件、内諾案件6件、積極的受注支援案件8件目処☆】</li> <li>効率的かつ適切な環境審査の実施【審査部】平成26年度、平成27年度にそれぞれ改正した環境ガイドラインと0ECDコモンアプローチを遵守しつつ、効率的かつ適切な審査を実施する。</li> <li>0ECDコモンアプローチの議論への対応【審査部】改正された0ECDコモンアプローチの運用等に関する議論に積極的に参画する。</li> </ul>	<ul> <li>環境改善や安全技術案件         <ul> <li>【実績:該当引受案件5件(対目標:100%)、内諾案件7件(対目標:116.7%)、積極的受注支援案件9件(対目標:112.5%)、引受案件の具体例:インドネシア Muara Laboh 地熱発電案件、バングラディシュ Bibiyana3 ガス発電案件、インドネシア Tanjung Priok Jawa2 ガス発電案件、インドネシア Muara Karang ガス複合発電案件、等】</li> <li>効率的かつ適切な環境審査の実施改正された環境ガイドラインと OECD コモンアプローチを遵守し、遅滞なく審査を実施した。</li> </ul> </li> <li>OECD コモンアプローチの議論への対応社内外の関係者と連携しつつ、OECD 会合におけるコモンアプローチ運用等に関する議論に参画した。</li> </ul>	
		○武武計(一貫7型□ソージ回ソ ⊙。	ファフローチ建用寺に関する議論に参画した。 	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での	各国の輸出等の場合では、 の輸出業質のが地域には、 のがいるのが、 を限していいですが、 のがいるのでで、 のがいるでで、 のがいるでで、 のがいるでで、 のがいるでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	<ul> <li>航空機分野における本邦企業参画の国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受【営業二部】 米国輸出入銀行の引受再開次第、航空機ファイナンス支援の再保険引受を通じた、本邦航空機部品産業の輸出促進を支援</li> <li>各国輸出信用機関との連携強化【企画室】 BU会合への参加やバイ協議等の各種国際会議等への開催・参加を通じた、諸外国輸出信用機関との連携強化。</li> <li>OECD・IWG会合等への対応【企画室】 0ECD・IWG会合等の国際会議における輸出信用の枠組みに関する議論への参画</li> </ul>	➤ 航空機分野における本邦企業参画の国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受引き続き米輪銀は、米国議会における米輪銀再受権法の審議の遅れおよび理事信任の遅れにより大型案件の引受を停止している状況であったが、平成28年度は2件の再保険引受を実施。各国輸出信用機関との連携強化  ・ 4か国(韓・独・仏・墺)とのバイ協議を実施。NEXIの事業実績や直近の制度改正、特定国への取組などについて情報交換を行い、他国ECAの取組を把握しただけでなく、連携強化を図ったことにより、他国際会議における情報共有や戦略方針の確認により、事前に問題把握や徹底した準備を行うことで有意義な議論に結びつけることができた。  ・ BU会合は春・秋の2回出席し、諸外国輸出信用機関との情報交換を通じて連携を強化することにより、KazExportGarant (カザフスタンECA)のトップのNEXI来訪へと結びつけた。  ・ 海外ECAの若手・中堅職員向けに海外ECA研修をNEXIにて開催し、7か国の政府・輸出信用機関が出席。研修では日本の貿易保険制度やNEXIの保険商品、引受審査や査定回収プロセスの考え方や手法を通じた知見の共有を図り、参加機関における貿易保険業務に関する理解の深化と将来的な連携強化につなげた。  > OECD・IWG会合への対応のECD・IWG会合へ出席し、輸出信用の枠組みに関する議論に参画した。平成28年度は近年関心が高まった持続可能な貸付(Sustainable Lending)や反贈賄に関する議論に参画した。平成28年度は近年関心が高まった持続可能な貸付(Sustainable Lending)や反贈賄に関する議論に積極的に貢献した。	
⑤資源の安定供給源確保	⑤資源・エネルギーの安定供給源確 保	⑤資源・エネルギーの安定供給源確保	⑤ 資源・エネルギーの安定供給源確保	
需給の逼迫などに鑑みれば、原油・ LNG、レアアース・レアメタルな ど資源の安定供給源確保はこれま で以上に重要となる。したがって、 資源エネルギー総合保険の戦略的 な活用を含め、我が国企業による海 外資源開発や周辺インフラ整備等 への積極的な取組みの支援、国営資	昨今の地政学的リスクの拡大、資源 価格の上昇、大震災後の我が国電力 需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・ LNG、レアアース・レアメタル等の 資源の安定確保に貢献すべく、資源 エネルギー政策を踏まえつつ、資源 エネルギー総合保険の積極的かつ戦 略的な引受を通じて、お客様の海外 での資源開発やインフラ整備等への 取り組みを積極的に支援します。	<ul> <li>資源エネルギー案件の積極的かつ戦略的な引受 お客様のニーズ及び資源エネルギー政策を踏まえ た、我が国の資源安定確保に資する資源エネルギー 案件の引受【営業二部】 【目標参考値:該当引受案件1件、内諾案件2件、 積極的受注支援案件2件目処☆】</li> </ul>	➤ 資源エネルギー案件 【実績:該当引受案件5件(対目標:500%)、内諾案件 3件(対目標:150%)、積極的受注支援案件8件(対目 標:400%)、引受案件の具体例:マダガスカル アンバトビー鉱山開発案件、インドネシア タングーLNG案件 等】	
	⑥東日本大震災等への対応	⑥ 東日本大震災等への対応	⑥ 東日本大震災等への対応	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも	東日本大震災で被災した中小企業や 原発事故に伴う風評被害に遭った輸 出企業に対する支援を確実に継続す るとともに、タイの洪水によるサプ ライチェーンの寸断で影響を受けた 我が国企業の海外現地法人向けの運 転資金支援等にも積極的に取り組 み、災害等の影響を受けた日本企業 の海外事業展開を支援します。	<ul> <li>▶ 日系海外現地子会社への円滑な資金配給【営業二部】</li> <li>日系海外現地子会社向けの運転資金支援および事業投資資金等への保険引受を通じて、日本企業の海外事業を積極的に支援。</li> </ul>	> 日系海外現地子会社への円滑な資金供給 カンボジア及びモンゴルの日系海外現地子会社向け運 転資金融資・投資支援として2件引受(カンボジア豊 田通商テクノパーク向け融資案件、モンゴルTDB Leasing向け融資案件)。	
		⑦ 引受リスクの質的・量的拡大に向けた取組	⑦ 引受リスクの質的・量的拡大に向けた取組	
		▶ 海外投資保険の引受拡大【営業一部】 自然災害等が主たるリスクである案件、契約違反 リスクへの付保等、海外投資保険の引受拡大 【目標参考値:海外投資保険引受件数 140件、 うち新規引受件数 30件】	<ul> <li>▶ 海外投資保険の引受拡大 電力案件等において契約違反リスクのカバー案件を引き受ける等、海外投資保険の引受を行った。引受件数 及び新規引受件数ともに目標参考値を上回る成果を達成した。</li> <li>【実績:引受件数 143 件(対目標:102.1%)、うち新規引受件数 40 件(対目標:133.3%)】</li> </ul>	
		新興国における企業与信が困難な案件への対応【営業二部】 新興国における企業与信が困難な案件について、 現地銀行又はホスト国政府等を経由したツーステップ・ローンによる本邦輸出を積極的に支援する 【目標参考値:該当引受案件5件】		
		プロジェクトファイナンス案件等のリスク審査のノウハウ構築に努め、更なる引受体制の充実を図る【営業二部】	トライン引受(1件)  プロジェクトファイナンス案件等のリスク審査のノウ ハウ構築に努め、更なる引受体制の充実 社内にて、特殊船舶(FPSO)に係る勉強会やモニタリ ングフィードバック会議等を複数開催し、リスク審査	
		<ul> <li>▶ ホスト国政府との政策対話や関係輸出信用機関・海 外スポンサーと積極的に協議・意見交換等を実施 し、我が国企業の海外事業を支援する。【営業二 部】</li> </ul>	<ul> <li>等のノウハウを構築。</li> <li>♪ ホスト国政府との政策対話や関係輸出信用機関</li> <li>・ ベトナム政府(財務省等)と MOU や政府保証文言にかかる意見交換・調整を実施</li> <li>・ イラン投資・経済・技術援助機構(Organization for Investment Economic and Technical Assistance of Iran、"OIETAI")、中銀等と、ファイナンスファシリティ実現に向けた協議継続</li> <li>・ エジプト電力省との電力調整委員会にコアメンバーとして参画</li> <li>・ アルゼンチン政府要人来日時の意見交換</li> </ul>	
		契約違反リスク、サブソブリン案件やイランのスナップバックリスク等、引受リスクの質的拡大に向けた取組を進める【営業二部】	<ul> <li>インドネシア財務省との売電契約債務保証に係る協議</li> <li>契約違反リスク、サブソブリン案件やイランのスナップバックリスク等、引受リスクの質的拡大に向けた取組</li> <li>平成28年4月に創設したサブソブリン保険に関</li> </ul>	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		▶ 潜在的ニーズが高い国(インド、ミャンマー、ウズ ベキスタン、モザンビーク、タンザニア等)向け案 件を積極的に支援する。【営業二部】	連し、下記のサブソブリン案件 3 件(サブソブリン保険対応案件)を組成。 インドネシア PLN 向け Jawa 2 ガス複合火力発電所 インドネシア PLN 向け Muara Karang ガス複合火力発電所 クウェート KNPC 向けクリーン燃料プロジェクト・インドネシアにて NEXI 初の地熱資源リスクを取る案件に取組 Muara Laboh 地熱発電案件  潜在的ニーズが高い国(インド、ミャンマー、ウズベキスタン、モザンビーク、タンザニア等)向け案件の積極的支援・ロシア Unicredit 向けバンクローンを新設・東南アフリカ PTA バンク向けバンクローンを新設・アルゼンチン鉄道インフラ管理公団向け ATS 更新案件	
(5)民間保険会社による参入の円 滑化	(5) 民間保険会社による参入の円 滑化	(5) 民間保険会社による参入の円滑化	(5) 民間保険会社による参入の円滑化	民間保険会社による参入の円滑化【評定:A】
日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。	民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組みます。			〈評定と根拠〉 ・海外フロティングについて、元受損保やブローカー等と 連携した活動を行った結果、平成27年度実績(40件)及び 目標参考値(50件)を大きく上回る実績を達成(83件)。 ・フロンティング展開地域の拡大や、外資系民間保険会社 の再保険協力の推進については、当初予定した取組を着実 に実施。 ・国内再保険スキームの推進については、セミナー等を通
①海外フロンティング契約の締結 促進等 海外フロンティング契約(民間保険	①海外フロンティング契約の締結促 進等 海外に事業展開するお客様のニーズ	① 海外フロンティング契約の締結促進等  ▶ 民間保険会社とのフロンティング協力を推進して、  欧州をフロンティング展開地域に加える【営業一	<ul><li>① 海外フロンティング契約の締結促進等</li><li>▶ 民間保険会社とのフロンティング協力を推進して、新たに英国をフロンティング展開地域に追加</li></ul>	じた情報発信に努め、22 件の引受を達成。 ・定量目標については、唯一の定量目標である海外フロンティング引受件数において、目標参考値の 166%の実績を達成。定性目標について、当初予定した取組を着実に実施
会社の海外子会社が引き受けた保 険責任を日本貿易保険が再保険の 形で引き受ける契約。)の締結促進、 地方金融機関との販売委託の拡充 など、海外拠点や地方の中小企業を	を確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組みます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。	<ul> <li>部】         【目標参考値:フロンティング引受件数 50 件 】</li> <li>外資系民間保険会社との再保険協力の推進【営業一部】         外資系民間保険会社との再保険関係の拡充。</li> </ul>	【実績:引受件数83件(対目標:166%)】  外資系民間保険会社との再保険協力の推進 東京海上日動火災保険株式会社の100%子会社である米 国 Houston Casualty Companyとの再保険契約締結	した。以上を踏まえ、本項目の評定は[A]とする。  <課題と対応>  ・ 民間損害保険会社との連携による日系企業向けの再保険及び海外フロンティングを推進する。
②サービス提供の在り方の見直し	②サービス提供の在り方の見直し	② サービス提供の在り方の見直し	② サービス提供の在り方の見直し	
	パンフレットやホームページ等の各 種公表資料を通じた情報公開、民間	▶ 国内再保険スキームの推進【営業一部】 国内の民間保険会社を元受とした再保険新スキームの引	国内再保険スキームの推進 本邦輸出企業向けに海外取引に係るリスク管理セミナ	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
動きが各国で顕著となったことに 留意しつつ、仮に民間事業者が十分 かつ安定的にサービスを提供する という見通しが利用者から見て明 確になった時には、当該分野に対す る日本貿易保険のサービス提供の 在り方を抜本的に見直すこと。ま た、保険会社に対する支払余力規制 強化などの国際的動向や東日本大 震災が保険会社に与える影響につ	ハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。 また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受	受実務フローを確実に実施する。商工会議所加盟企業を中心とする中堅・中小企業に対する貿易保険引受を拡大する。広報媒体を通じた情報発信、各種セミナーおよび提携機関等を通じた制度紹介に努める。	- を実施(合計4回:詳細下記)する等、制度紹介に 努め、22件(うち中堅・中小企業関連案件13件)の国 内再保険を引き受け。  ・石川県小松(損保ジャパン・小松商工会議所共催) ・石川県七尾(損保ジャパン・七尾商工会議所共催) ・金沢県金沢(損保ジャパン・金沢商工会議所共催) ・岐阜県大垣(東京海上日動・大垣共立銀行共催)	
第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率 化を一層推進すべく、更なるコスト 意識の徹底、業務処理の合理化に努 めるとともに、第四期システム開		2. 業務運営の効率化に関する事項	2. 業務運営の効率化に関する事項	○業務運営の効率化【評定:B】 〈評定と根拠〉 ・業務最適化に向けた取組については、当初予定した取組を着実に実施。お客様サービスの向上と社内業務の最適化に大きく貢献した平成27年度実施のWeb 化に関連し、社内トレーニング等を通じ、実施した業務フローの定着を実現した。 ・費用支出については、業務費、一般管理費、人件費、システム保守費のすべてにおいて目標値を達成する等の実績を挙げた。 ・「調達等合理化計画」に基づく取組については、株式会社化の準備のために入居するビルとの契約等、随意契約にせ
充当することなく、利用者から支払 われる保険料等を収入原資として 運営しているものであるが、支出に あたっては、費用対効果を十分検討 する等によりコスト意識の徹底を		(1)業務運営の効率化 業務の最適化や費用支出の効率化を図りつつ、お客様へのサービス向上や特殊会社化に向けた準備のための体制整備を着実に進める。	(1)業務運営の効率化	ざるを得ない契約を除いた場合、「調達等合理化計画」の目標数値を達成。  ・システムの開発態勢の強化及び効率的な運用については、社内規則の見直しや、セキュリティ関係の研修の活用等を通じ、当初予定されていた取組を着実に実施し、システムの稼働率について 100%を達成する等の実績を達成した。また、中長期的な課題でもある次期システムの検討についても上記の取組に並行し、適切な準備を行った。  ・当初予定した取組を着実に実施した。以上を踏まえ、本項目の評定は[B]とする。  〈課題と対応〉 ・ 業務予算について、過去の傾向と検証を分析し、今後の予算管理手法を検討する。
①日本貿易保険の業務運営に際し ては、全ての支出の要否の検討、廉	①中期目標に従い、リスク分析・評価 の高度化や広報・普及活動など、中期	▶ 業務最適化に向けた取組【総務部】 企業総合保険の Web 化に伴う業務の見直しを一層	➤ 業務最適化に向けた取組	・ 新財務会計基準に基づく財務諸表を適切に作成するとともに、適切な税務対応を実施する。 ・ 引き続き、よりよいものをより安く調達することを目

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
価な調達等に努めることにより、効	目標の着実な達成のために必要な体	進め、業務フロー・マニュアルを整備する。ま	業務フローを抜本的に見直し、お客様と NEXI 双	 指す。
率化を図ること。特に、独法改革の	制整備を行いますが、他方、各業務プ	た、27年度に実施した業務フローの見直しについ	方にとって効率的となるよう新フローを形成し	・ 平成 32 年度 1 月稼働を目指して基幹系次期システム
結果を踏まえ、既存業務の徹底した	ロセスの合理化や担当職員の能力の	て、その定着及び担当者の熟練度の向上により一	た(特約や限度額設定手続きに関するお客様と	を開発し、運用・保守費用の削減、保守性・拡張性の
見直し、効率化を進めることとし、	向上、外部委託の適切な活用に取り	層の効率化を図る	の一連のやりとりは全て Web 上で一元管理する	確保、シンプルかつ普遍的なシステムの構築を図る。
その業務費(人件費を含む。)につ	組み、一層の業務効率の向上を図る		こととした)。	ともに、情報系システムの利便性向上を図る。
いては、最大限の努力を行うことに	とともに、組織編成・人員配置が業務		• 平成 27 年度に開始した新 Web サービスは、社内	
より、第三期中期目標期間において	量の負担に対応した適切なものとな		トレーニングを経て順調に稼働しており、新業	
削減を達成した水準以下とするこ	るよう常に注視し、必要に応じた見	➢ Web サービスの一層の拡充と改善(再掲) <b>【総務</b>	務フローが現場に定着している。	
۷.	直しを行います。	部】	▶ Web サービスの一層の拡充と改善(前掲)	
そのために、一般管理費について	また、人件費を含めたすべての費用	▶ 費用支出の効率化【総務部】	▶ 費用支出の効率化	
は、当該中期目標期間中、平成23	について、当該支出の要否の検討、廉	◆ 業務費及び一般管理費の効率的な利用の促進	◆ 業務費及び一般管理費の効率的な利用の促進	
年度の一般管理費相当額を基準に	価な調達等に努め、業務費全体の効	【目標値: 業務費 第三期中期目標末水	・ 業務費、一般管理費ともに目標を達成。	
して、毎年度1%以上の削減を行う	率的な利用に努めることにより、効	準以下	【実績:業務費4,023百万円(第三期中期目標水	
こと。	率化を図ります。特に、独法改革の結	一般管理費 第三期中期目標末水準毎年	準 (4,061 百万円) 1%減) 】	
	果を踏まえ、既存業務の徹底した見	1 %削減】	【実績:一般管理費 500 百万円 (第三期中期目標	
(註1)システム開発関連経費、特	直し、効率化を進めることとし、その	◆ 人件費の抑制やラスパイレス指数の引下げ・適正	水準(560 百万円)比 11%減)】	
	業務費(人件費を含む)については、	確保に向けた取組	◆ 人件費の抑制やラスパイレス指数の引下げ・適正	
	最大限の努力を行うことにより、第		確保に向けた取組	
	三期中期目標期間において削減を達		平成 28 年度のラスパイレス指数については、前	
	成した水準以下とします。そのため		年度との比較において約3%程度引下がった。	
期目標期間中に新たに政策上必要	に、一般管理費については、当該中期		• 「年齢勘案」127.3% → 124.2%、「年齢・地	
	目標期間中、平成23年度の一般管		域・学歴勘案」106.7% → 104.5%	
	理費相当額を基準にして、毎年度	「調達等合理化計画」に基づく取組の実施【総務	→ 「調達等合理化計画」に基づく取組の実施	
	1%以上の削減を行います。また、円	部】	調達等合理化計画では、競争性のない契約割合を件数	
からは除く。	滑な新組織形態への移行に向けた準	HP4	で 13%以下、金額で 4%以下とすることを目標としてい	
	備を進め、人材育成等を含め必要な		たところ、会社化準備のために入居するビルとの間で	
総務部のシステム部門を除く一般			の工事契約等が増加したことから、契約実績は件数で	
	おお、今後の独立行政法人改革(平成		40%、金額では8%となった。これらオフィスレイアウト	
	25年12月閣議決定を踏まえた組		変更に伴う契約、会社化準備を目的とする契約、及び	
経費とする。	織・事務の機動性確保のための措置		平成 28 年度に更新をむかえることとなった複数年契約	
ALAC / Us	の検討を含む)の結果や今後の法改		を除くと、目標を超える結果(契約件数で 11%、金額で	
	正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを		1%) となった。	
	行います。	効率的でガバナンスの効いた経費管理及び一層の効		
	110 00 7 0	果的な調達の実現のための経理・調達関連規定の整	的な調達の実現のための経理・調達関連規定の整備	
	(註1)	備【総務部】	契約事務取扱規則改正を実施(規則の主な改正点):	
	システム開発関連経費、特別会計改	NII FAMAN WAY	✓ 各種規則・マニュアルの統廃合により職員が理	
	革・独法改革などの制度改正に伴う		解しやすい内容に改善。	
	経費及びこれに向けた準備に必要な		✓ ガバナンス強化のため、予定価格による決裁権	
	経費、日本再生の基本戦略を踏まえ		限者(担当役員)及び技術審査委員会の役割を	
	た法改正に伴う経費、中期目標期間		整理。	
	中に新たに政策上必要が生じたため		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	追加・拡充される施策に伴う経費は、	▶ 特殊会社化に向けた態勢整備【コーポレートガバ	→ 特殊会社化に向けた態勢整備	
	上記の効率化指標となる業務費及び	ナンス部】	◆ 資産運用態勢の整備	
	一般管理費の算出からは除く。	・ ・	<ul><li>▼ 賃 / 賃 / 賃 / 賃 / 度 / 度 / 度 / 度 / 度 / 度 /</li></ul>	
	一般官理員の昇山からは除く。	▼ 員座連用忠勢の登⊪ 資産運用基本方針や運用アウトソーシング	議論し(7月)、会社化後の資金運用のあり方に	
	一般管理費とは、役員及び総務部の	とインハウス機能のバランスのとれた設計	関する一定の方向性を確認した(9~10月)。貿 国面保险特別会計から類かる姿全を会め MEVI	
	システム部門を除く一般管理部門の	を行い、運用態勢の整備・準備を進める。	易再保険特別会計から預かる資金を含め、NEXI	
	人件費・賃借料・業務委託費・外国旅		が保有する資金は保険金支払のための準備金で	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	費など管理業務に係る経費とする。	◆ 会計規程類並びに税務面の整備 税務に対応した会計制度の整備。	あるとの位置づけに鑑み、NEXI の保険業務に見 合った、安全性を確保した資金運用を行えるよ	
	(参考)		う体制整備を行った(10~3月)。	
	平成23年度末の一般管理費		新会社において運用体制の充実と深化のため、	
	560百万円		新会社に向けて事務サポートコンサルタントの	
	平成28年度末の一般管理費見込み		起用を決定した(3月)。	
	532百万円		◆ 会計規程類並びに税務面の整備	
	中期目標期間中の一般管理費総額見		新会社は法人税等の課税対象となることから、事	
	込み 2,715百万円		前に税務上の取り扱いについて整理が必要な事	
②人件費及び給与水準については、	②人件費及び給与水準については、		項(責任準備金、支払備金及び代位債権)につい	
独法改革の結果を踏まえるととも	業務の特殊性により対国家公務員を		て、整理を実施した。また、貿易保険事業特有の	
に、国際金融等の専門性を確保しつ	上回っているが(年齢勘案128.		会計制度を踏まえた上で、企業会計原則に基づく	
つ、諸手当や専門能力認定の見直し	7、年齢・地域・学歴勘案107.2		財務統制を行うに必要な財務会計基準及び会計	
	(22年度実績))、独法改革の結果を		規則を平成 29 年 4 月 1 日に制定するために必要	
数(国家公務員の給与水準を100	踏まえるとともに、国家公務員の給		な準備を遅滞なく行った。	
とした指数)の引下げ・適正確保に	与水準を十分考慮し、国際金融等の			
	専門性を確保しつつ、諸手当や専門			
抑制を図ること。同時に、日本貿易	能力認定の見直し等により、人件費			
保険の果たすべき役割・責任を全う	やラスパイレス指数(国家公務員の			
するために必要な人材確保・育成を	給与水準を100とした指数)の引			
行い、新組織形態への移行を見据え	下げ・適正確保に向けて取組を進め、			
つつ、専門性・機動性を備えた実施	人件費全体の抑制を図ります。同時			
体制の整備を図ること。業務量拡大	に、日本貿易保険の果たすべき役割・			
の状況下において、人的リソースの	責任を全うするために必要な人材確			
質と量が利用者ニーズへの対応及	保・育成を行い、日本貿易保険を全額			
び各国貿易保険機関間の競争力の	政府出資の特殊会社へ移行する閣議			
面で、業務上のボトルネックとなら	決定(平成25年12月)を踏まえ、			
ないよう留意しつつ、給与水準に係	専門性・機動性を備えた実施体制の			
る目標水準・目標期限を設定してそ	整備を行います。業務量拡大の状況			
の適正確保に計画的に取り組むと	下において、人的リソースの質と量			
ともに、検証結果や取組状況を公表	がお客様ニーズへの対応及び各国貿			
すること。	易保険機関間の競争力の面で、業務			
	上のボトルネックとならないよう留			
	意しつつ、給与水準に係る目標水準・			
	目標期限を設定してその適正確保に			
	計画的に取り組むとともに、検証結			
	果や取組状況を公表します。			
③契約については、原則として競争	③契約については、原則として競争			
性のある調達方式へと全面移行す	性のある調達方式へと全面移行する			
るとともに、一者応札・一者応募の	とともに、一者応札・一者応募の改善			
改善に努め、システム開発・運用コ	に努めます。また、「随意契約見直し			
ストの削減を図ること。また、「随	計画」に基づく取組を着実に実施し、			
意契約見直し計画」に基づく取組み	その取組状況を公表するとともに、			
	一般競争入札等により契約を行う場			
表するとともに、一般競争入札等に	合であっても、特に企画競争や公募			
	を行う場合には、競争性及び透明性			
に企画競争や公募を行う場合には、	が十分確保される方法により実施し			

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
競争性及び透明性が十分確保され	ます。また、監事及び会計監査人によ			
る方法により実施すること。また、	る監査において、入札・契約の適正な			
監事及び会計監査人による監査に	実施についてチェックを受けること			
おいて、入札・契約の適正な実施に	とします。			
ついてチェックを受けること。				
	(4)事務及び事業の一部について民間			
業務運営の効率化に積極的に取り	金融機関等への委託を行い、以て業			
組むこと。特に、既に民間委託を導	│ │務運営の効率化を図ります。民間損			
入している一部の保険商品の販売・	害保険会社への委託については、引			
斡旋業務については、引き続き、金	│ │ き続き、委託先・委託範囲の拡大を含			
融機関等との連携のあり方を検討	│ │めて、金融機関等と連携のあり方に			
しつつ、民間委託の範囲の拡大を図	ついて検討を重ね、業務委託内容の			
ること。	拡大を図ります。			
/o/> フェ/の共売4545間 <b>※</b> 取び	(0) > 7 = 1 の社会社が開発なび	/の〉とユニノの共立とと思めなが口温を実出	(0) > 7 = 1 の対応がかり間を取りているが実用	
(2)システムの効率的な開発及び 円滑な運用	(2)システムの効率的な開発及び 円滑な運用	(2)システムの効率的な開発及び円滑な運用	(2)システムの効率的な開発及び円滑な運用	
774 0.2273	1777 0.277	   保守性や費用対効果を考慮した上でシステム開発・保守・運		
組織の見直しに係る会計、税制、災	│ │組織の見直しに係る会計、税制、災			
	害・事故等緊急時の事業継続計画等			
の対応に加え、新商品の開発・販売、				
国の再保険特別会計廃止に伴う整	│ │国の再保険特会廃止に伴う整備や債	▶ システム開発態勢の強化 <b>【システム室</b> 】	⇒ システム開発態勢の強化	
備や債権管理業務への円滑な対応	権管理業務への円滑な対応を行うと	保守性や費用対効果を高めるため、システム開発	システム開発案件決定規則を見直し、社内の担当役割	
を行うとともに、第四期システムの	ともに、第四期システム(SPIRIT-	態勢について更なる改善・整備を行う。	を再定義し、開発にかかるガバナンスを明確化すると	
システム保守・追加改造の効率化・	ONE) のシステム保守・追加改造の効		ともに、開発案件の着手時に精緻な見積を行うことに	
迅速化を通じ、利用者に対するサー	率化・迅速化を通じ、お客様に対する		より、より的確な開発を行うよう改善を行った。	
ビスの向上、業務運営の効率化・迅	サービスの向上、業務運営の効率化・	▶ 上記の考えに基づいた効率的なシステムの開発【シ	上記の考えに基づいた効率的なシステムの開発	
速化を実現すること。その際の指標	迅速化を実現します。その際の指標	ステム室】	◆ Web 化、事務適正化のためのシステム開発	
として、第四期システムの具体的な	として、第四期システムの具体的な	◆ Web 化、事務適正化のためのシステム開発(再掲)	企業総合保険の Web 化を予定どおりサービスイン	
効果を示すほか、第四期システムの	効果を示すほか、第四期システムの		した。これにより企業総合保険の特約締結・変更	
保守費用が第三期システムの保守	保守費用が第三期システムの保守費		にかかるお客様利便性の向上、NEXI 業務の効率	
費用を下回るように努めること。	用を下回るように努めます。	◆ 基幹システムの基盤更改 (平成 28 年 10 月目	化・正確性の向上を実現した(平成 29 年 2 月)。	
また、政府の情報セキュリティ対策	政府の情報セキュリティ対策にお	途)	◆ 基幹システムの基盤更改	
における方針を踏まえ、適切な情報	ける方針を踏まえ、適切な情報セキ		基幹システムの更改を予定どおり実施し、サーバ	
	ュリティ対策を推進し、業務・システ		一設備のアウトソーシング化、処理能力の向上、	
	ムの最適化の計画策定、実行、評価、		メイン・バックアップ両センターの遠隔化を実現	
適化をPDCAサイクルに基づき		◆ 株式会社に必要なシステムの開発、移行等の実施	した(平成 28 年 10 月)。	
継続的に実施すること。	実施します。		◆ 株式会社に必要なシステムの開発、移行等の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			株式会社化に必要な下記のシステム要件を整理	
			し、予定どおりシステム変更を実施した(平成 29	
			年3月)。	
		◆ 保険商品見直し等の制度改正への対応	・組織名称/役職名称変更	
			・会計仕訳変更への対応	
			・国再保険の廃止/国代位債権の取得にかかる対応	
			◆ 保険商品見直し等の制度改正への対応	
			最長保険期間の延長、バイヤー与信枠の拡大、Web	
			受付時間の拡大等、制度改正・お客様利便性向上	
			の要望等に着実に対応した。	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		<ul> <li>システムの効率的な運用【システム室】         <ul> <li>【目標値: 第四期システム保守費用 16.1 億円 (第三期システム保守費用)以下】</li> <li>システムの安定稼働【システム室】</li></ul></li></ul>	<ul> <li>▶ システムの効率的な運用 【実績:第四期システム保守費用 11.6 億円】</li> <li>▶ システムの安定稼働 平成 28 年度の基幹システム稼働率は 100%であり目標を達成した。</li> <li>▶ 情報セキュリティに関する PDCA サイクルの継続的実施セキュリティ研修を全役職員に対し予定どおり実施した。情報セキュリティポリシーの改正は新たな脅威や状況の変化に対応し、毎年度見直すこととしているところ、平成 28 年度についても予定どおり改定した。(平成 29 年 3 月)。また、政府関係機関に対して DDOS攻撃等が頻繁に行われる昨今の状況に鑑み、防御策を講じる等、情報セキュリティ対策を実施。</li> <li>▶ 次期システムの検討</li> <li>◆ 次期システムの検討に関しては、構想、基本計画を作成・承認し調達を実施した。平成 28 年度に必要なシステム要件の整理を行うことにより、平成 29 年度からの開発作業に向け適切な準備を行った。</li> <li>▶ システム室員の能力向上セキュリティ関係の研修参加などを行うとともに、次期システム構築に向け勉強会等を実施した。</li> </ul>	
4. 財務内容の改善に関する事項 リスケ債権の確実な回収、信用事故 債権に係る高い回収率の維持によ り、利用者に対する確実な安心の提 供を担保するための財務基盤をよ り強固にする必要がある。	4. 財務内容の改善に関する事項 (予算、収支計画及び資金計画)		3. 財務内容の改善に関する事項	○財務内容【評定: A】 <評定と根拠> ・資源価格の低迷や世界経済の停滞の影響を受け、平成28年度の引受実績等は伸び悩んだものの、被出資債権の回収の進展や政府による増資等があり、純資産は前年度比24%増の4,974億円となり、健全な財務内容を堅持し財務基盤をさらに充実させた。 ・定量目標である回収実績率については、目標値である「中
(1) 財務基盤の充実 (3) 財務基盤の充実 (3) 関易保険は、世界的な規模の経済危	(1) 財務基盤の充実 お客様に対して「確実な安心」を継続	(1) 財務基盤の充実【コーポレートガバナンス部】 お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供して	(1) 財務基盤の充実【コーポレートガバナンス部】 ▶ 健全な財務内容の維持	期目標期間の平均回収率」及び目標参考値である「平成28年度単年度回収率」に関して、アルゼンチン/パラナ案件において、期限前一括支払いを受けたこと等の取組の結果、
常事態に係るリスクを引き受ける ものであることから、こうした事態 に備えて保険金支払いのための財 務基盤を充実させることが必要で ある。このため、貿易保険事業につ	管理及び回収の強化を図り、安定的 な収入の確保に取り組みます。 (ア) 予算計画(別添1参照)	いくため、業務運営の効率化、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化等を通じ、健全な財務内容を維持する。 (1)財務基盤の充実 (ア)予算計画(別添1参照) (イ)収支計画(別添2参照) (ウ)資金計画(別添3参照)    適切な資金運用による健全な財務内容の維持	比較的高水準の保険料収入があり、保険金支払水準が高くなかったことに加え、被出資債権の回収が進展し244億円の特別利益を計上したことから、平成28年度の当期総利益は、前年度比16%減ながら320億円を計上。貸借対照表上、利益剰余金は320億円増加し、政府による増資引受650億円等もあり、純資産は4,974億円と前期比976億円増加し、保険金支払いに備えた財務基盤を更に充実できた。	それぞれ目標を上回る実績を達成。 ・株式会社化及び貿易保険特別会計の廃止・承継に伴い、整備すべき事項(責任準備金の算出方法等)について、認初予定のとおり、平成28年度中の整備を実施。株式会社の準備を滞りなく実施した。 ・定量目標については、すべての目標値及び目標参考値において、目標を上回る実績を達成し、財務基盤の更なる認実を達成。定性目標について、当初予定した取組を着実に実施した。以上を踏まえ、本項目の評定は[A]とする。 <課題と対応>
(註)				<課題と対応> ・ 国の再保険特別会計からの継承資産を含む資産に関

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
1)貿易保険事業の特殊性から、単				し、資金運用方針・態勢を整備し、安全性と流動性を
年度ベースでの経常収支相償を常				確保しつつ、効率的な運用を行う。
時求めることは困難である。				・ 回収力の強化のため、従来の回収成果の把握と検証を
2)収入確保の一環としての資金運				実施する。
用にあたっては、日本貿易保険によ				・・事故回収案件について、初期段階から営業部と連携す
る迅速な保険金支払能力に支障を				る。債権回収研修等の充実を図る。
きたさないよう、独立行政法人通則				
法第47条に規定され、かつ元本保				
証された方法に限定すること。				
 (2)債権管理・回収の強化	(2)債権管理・回収の強化	(2)債権管理・回収の強化	(2)債権管理・回収の強化	
		▶ 回収能力の強化【債権業務部】	<ul><li>回収能力の強化</li></ul>	
①保険事故債権の適切な管理及び	   ①債権データの管理を的確に行うと	信用リスクに係る保険事故債権の積極的な回収	【実績:中期目標期間の平均回収率 26.5%(対目標:	
回収の強化を図ることにより安定		【目標値: 中期目標期間の平均回収実績率:24%	110.4%)、平成 28 年単年度回収率 20.3%(対目標:	
的な収入の確保に取り組むことは、	携や、職員の専門能力の涵養、民間回	目標参考値: 平成 28 年度 単年度回収率	203%) 、終了案件 14 件 (対目標: 127.3%) 】	
長期的な収支相償を実現する上で		10%、終了予定案件 11 件】	<ul><li>主要非常リスク案件に関する回収への的確な取</li></ul>	
の重要な鍵である。このため、債権		10/00 TO 3 3 ACONT 11 11 11 4	組	
	非常リスクに係る保険事故債権につ	▶ 主要非常リスク案件に関する回収への的確な取組	キューバ	
	いては、パリクラブや債務国との間	【債権業務部】	<u>、 - ・・</u> 短期債権 : 毎月リスケ債権の約定弁済後に、受	
携を図るとともに、職員の専門能力	で締結する債務繰延協定への対応を	〈キューバ〉	領の通知並びに翌月の請求書を発出し、着実な	
の涵養等により、回収能力を強化す	含め、政府が行う保険事故に係る債	短期については、リスケ債権の約定弁済及び新規	返済を確保した(平成 28 年度のキューバ短期回	
ること。	務履行確保等に関する諸外国との交	引受分の期日決済を遅滞なく履行させるべく、引	収総額14億円)。	
非常リスクに係る保険事故債権に		き続きキューバと密にコンタクトする等、適切に	中長期債権 : 日本政府関係省庁とともに、パリ	
ついては、パリクラブ等への対応を		債権管理を行う。	クラブ延滞解消スキームに基づく二国間	
	信用リスクに係る保険事故債権につ	中長期については、パリクラブ・リスケ合意内容	Exchange of Notes 締結に向けて、対処方針案	
務履行確保等に関する諸外国との		の実現に向けて関係諸機関と連携しながら、お客	の検討、二度ハバナ出張して交渉現場に参画	
	的な回収に取り組みます(その際の	様対応等、着実に手続きを進める。	し、平成 28 年 9 月に二国間 Exchange of Notes	
応を図ること。	目安として、中期目標期間終了時に		締結に至った(MOC は NEXI も当事者として署	
	おいて期間平均の回収実績率 2		名)。平成 28 年 10 月には初回分 5 億円を回収	
ついては、利用者等の協力を得つつ			した。	
積極的な回収に取り組むこと(その		〈ベネズエラ〉	ベネズエラ	
	第二期・第三期と同様、期間平均の実	経済・社会・政治情勢を随時把握するとともに、	<u> </u>	
時において期間平均回収実績率2		関係諸機関と連携しつつ受入可能かつ履行可能な	の NEXI 代位債権となる中、平成 28 年 4 月にカ	
0%を達成するように努めること		内容で回収の道筋を付けるべく、交渉の実現並び	ラカスに出張し、ベネズエラ政府担当大臣と直	
(註)。)。	7 mac 7 60 7 0	に実施に努める。	接面談の上、回収交渉を実施。JETROカラ	
(註)			カスや現地日本大使館から継続して情報を入	
回収実績率の目安については、第二			手。書記官帰国時には最新情報ヒアリングを実	
期・第三期と同様、期間平均の実績			施し、正確な政治経済状況を把握した。	
を採用する。また、この期間平均回			アルゼンチン	
収実績率を次式により定義する。			<u>/ ルピンテン</u> アルゼンチン/パラナ案件については、幾度とな	
期間平均回収実績率 =期間平均			く協議を重ねた結果、期限前一括支払いによっ	
値(各事業年度の回収金額)・期間		▶ 債権管理に関するノウハウ蓄積・フィードバックに	て84億円の回収金を得た。	
平均値(回収金を得た案件及び回収		よる事故防止の取組	CONDITION ECIVICO	
不能が確定した案件に係る保険金		保険事故に関する傾向分析の実施とその結果の法	<ul><li>債権管理に関するノウハウ蓄積・フィードバッ</li></ul>	
支払額)		人内外への情報発信【債権業務部】	クによる事故防止の取組	
<u> </u>		ハロンバー・ソート・サスプロ 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	<ul><li>保険事故事案について社内事例研究会を平成29</li></ul>	
②杏完・同収業終を通じて萎結した	②商品開発・営業・審査部門の業務の		年2月に実施。	
	適正化・効率化に資するためにも、具		<ul><li>・ 前年度の保険事故内容について e-NEXI に掲載す</li></ul>	
ノ ノハノで同四囲光・呂未・番宜司	四正1L 7 別午1LI−貝9 ⊘ にβ/I− も、只		・ 別十及の体院事政内台について C_MEVI に抱戦 9	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。	体的案件の査定・回収業務を通じて 蓄積したノウハウをフィードバック し、リスク管理の強化に取り組みま す。また、お客様や国の関係機関と協 力して必要な対応を機動的に講じ、 事故発生の防止、損失の軽減に取り 組みます。	▶ 債権回収研修の実施【債権業務部】 「サービサー研修等の債権回収スキル養成の為の カリキュラムの整備、実施」	ると共に、同資料をもとに日本機械輸出組合・顧客向けに3回に亘り説明会を実施した。	
③保険事故債権の管理においては、 その評価・分析手法の改良に努め、 適切な経理処理を行うこと。	③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。		<ul> <li>① 弁護士による回収に係る一般的な留意点と 具体的な事例研修を下期に2回開催。</li> <li>② サービサー実地研修 (シンガポール Clyde 平成 28 年 7 月、米国 ABC-AMEGA 平成 28 年 9 月) に参加。</li> </ul>	
(3)保険料率設定・積立て基準の		(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化	(3)保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化	
料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。 その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前	また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。 その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。また、貿易保険の政策的役割、民間参	特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継に伴う責任準備金の算出方法に関する規定及び会計方針や財務諸表の様式を整備し、貿易保険事業の会計の透明性を確保する。【コーポレートガバナンス部】	責任準備金の算出方法に関する規程に関し、整備を実施。また、貿易保険事業特有の会計制度を踏まえた上で、企業会計原則に基づく財務統制を行うに必要な財務会計基準及び会計規則を平成29年4月1日に制定するために必要な準備を遅滞なく行い、貿易保険事業の会計の透明性を確保した。	
5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応	5. 行政改革を踏まえた新たな制度 4 設計への対応		4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応	<評定と根拠> -
見直しの基本方針」(平成24年1 月20日閣議決定)及び「特別会計		▶ 平成 29 年 4 月に予定される特殊会社化や貿易再保 険特別会計の廃止・承継の準備を着実に進める。【コ ーポレートガバナンス部(とりまとめ)・総務部・ システム室・企画室】。 主な項目は以下のとおり。	平成29年4月に予定される特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継の準備を着実に進めた。主な項目は以下のとおり。	<課題と対応> ・ 独立行政法人制度においては、独立行政法人通則法に基づき、国が中期目標の策定や評価を行うなど、主体的に PDCA に関与していた。株式会社化後は、NEXI が
24日閣議決定)を踏まえた新たな 貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。	や内部統制の強化のための体制整備	1. 内部統制・リスク管理態勢の強化  ◆ 会社定款、取締役会、評価委員会、経営会議、コーポレートガバナンス委員会等の内部統制の整備	1) 内部統制・リスク管理態勢の強化  ◆ 会社定款、取締役会、評価委員会、経営会議、コーポレートガバナンス委員会等の内部統制の整備	経営計画やその実施状況について評価委員会による 客観的な評価を得つつ PDCA サイクルを実施する。 ・ 人員計画の策定を行い、計画的な人員確保を行う。処

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
「独立行政法人の事務・事業の見直 しの基本方針」(平成22年12月 7日閣議決定)に基づく取組みを着	れる専門的なリスク判断が的確に行	◆ リスク管理態勢の強化(再掲) 2. 資産運用態勢の整備(再掲) 3. 特別会計承継・資産評価 4. 会計規程類並びに税務面の整備(再掲) 5. システムの整備(再掲) 6. 人材の確保(後掲)  → 特殊会社化をにらんだ業務体制の構築。【総務部】	特殊会社化により主体的な PDCA サイクルが実施できるよう、会社定款、取締役会規則(及びマニュアル)、評価委員会規則(及び方針・マニュアル)、経営会議規則(及びマニュアル)、コーポレートガバナンス委員会規則を設定した。 ◆ リスク管理態勢の強化(再掲) 2)資産運用態勢の整備(再掲) 3)特別会計承継・資産評価 ◆ 貿易再保険特別会計の廃止・承継、株式会社化に備え、監査法人・経済産業省貿易保険課・NEXIでタスクフォースを組み、平成29年2月に開催された民間委員の出席がある資産評価委員会第一回で、評価要領等が決定された。 4)会計規程類並びに税務面の整備(再掲) 5)システムの整備(再掲) 6)人材の確保(後掲) ▶ 特殊会社化をにらんだ業務体制の構築新体制における適正な所掌の見直し、担当役員と指揮命令系統の明確化、フロント・バックの切り分け、大阪支店の業務の明確化、複数グループ間での所掌の明確化等、特殊会社化に向けて必要な業務体制の構築を行	遇面では、役職定年制や退職制度の見直し等の課題に対応する。
	6. 高い専門性を持った人材の育成 (人事に関する計画) (1) 方針 対外取引の複雑化、産業界のニーズ	5. 高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)【総務部】 質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、 人材の確保・登用や能力開発を行い、職員の専門性を高める。 また、専門性の高い職員が定着し、能力を発揮できるような就	5. 高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)     新卒採用職員とは別に、専門性の高い人材を積極的に採用した(システム分野人材3人、経理・金融分野人材7人)。     給与制度の改正に取組み、他の同種政府機関の	
	の変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制	業環境を形成する。こうした取組の評価は、職員の声を重視して行う。  職員向けアンケートにおける満足度 【目標参考値】(注) 会社の方針・目標の徹底 65% [15 年度実績:60.4%] 仕事のやりがい 75% [15 年度実績:70.9%]	給与体系に比して、比較的処遇が見劣りすると認められる年齢・所得域について、ベース給与を改善し、また、それ以外の年齢・所得域も職務評価に連動する賞与幅を拡大するなど、総合的にバランスの取れた改善を図り、次年度から実施することとした。	
	度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、	研修制度の充実 80% [15 年度実績: 74.8%] (再掲) (注) アンケート結果において、「大いにそう思う」、「ある 程度そう思う」と回答した割合	<ul> <li>目標管理制度について、難易度の高い目標設定に高評価を与える制度を新設するなど、職員のやる気を引き出すための制度改正を実施した。</li> <li>職員向けアンケートにおける満足度は以下のとおりであり、すべての項目で昨年度を上回った。</li> </ul>	
	職員の専門性をより高度なものとします。 また、現行の業務処理の改善(例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等)を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行いま		【実績:会社の方針・目標の徹底 72.2% (対目標:111.1%) [15 年度実績:60.4%]】 【実績:仕事のやりがい 74.6%(対目標:99.5%) [15 年度実績:70.9%]】 【実績:研修制度の充実 82.6%(対目標:103.3%) [15 年度実績:74.8%]】 (注)アンケート結果において、「大いにそう思	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	す。さらに、目標管理制度に基づく業		う」、「ある程度そう思う」と回答した割合	
	績評価や業務実態に即した人事考課			
	制度の整備等を通じて、職員が引き			
	続き日本貿易保険においてその専門			
	性を活かしていくことに対してイン			
	センティブを与えるような、魅力あ			
	る就業環境の形成に引き続き取り組			
	みます。			
	(2)人員に係る指標			
	   平成28年度末の人員を平成23年			
	度末の水準以下とします。なお、今後			
	の独立行政法人改革(平成25年1			
	2月閣議決定を踏まえた組織・事務			
	の機動性確保のための措置の検討を			
	含む)の結果や今後の法改正等を踏			
	まえ、必要に応じ、見直しを行いま			
	す。			
	(参考 1)			
	平成23年度末の人員数 1			
	47人			
	平成28年度末の人員数見込み 1			
	47人			
	(ただし、制度改正等特殊要因は除			
	<)			
	(参考2)			
	中期目標の期間中の人件費総額見込			
	み 6,235百万円			
	ただし、上記の額は、役員報酬並びに			
	職員基本給、職員諸手当、超過勤務手			
	当、休職者手当及び国際機関派遣職			
	員給与に相当する範囲の費用となり			
	ます。			
	(3)人材の確保及び養成に関する	(1)人材の確保 <b>【総務部</b> 】	(1)人材の確保	
	計画			
		新卒者、高度な専門性を有する人材の計画的な採用	新卒者、高度な専門性を有する人材の計画的な採用	
	①人材の確保	◆ 平成 27 年度に開始した新卒採用の継続的実施	◆ 平成 27 年度に開始した新卒採用の継続的実施	
			新卒採用については、平成28年度に6人を採用。平	
	常勤職員の一部に、国際金融、国際プ	◆ 経理・システム等専門的知識を有する中途採用の	成 29 年度採用に関しては予定通り10人を内定し	
	ラントビジネス、保険業務、財務等の	実施	<i>t</i> =.	
	分野において高度な専門性を有する		◆ 経理・システム等専門的知識を有する中途採用の実	
	民間企業等の人材を採用します。ま		施	
	た、目標管理制度に基づく業績評価		中途採用については、システム分野人材3人、経理・	
	や、業務実態に即した人事考課制度		金融分野人材7人の計10人を採用した。	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
	の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。	<ul> <li>女性職員の活躍促進 女性職員が最大限に能力を発揮できるような職場 環境の形成 【目標参考値:女性新規採用比率 50%、女性管理 職比率 20%の維持】</li> <li>仕事と家庭の両立支援制度の充実 育児休業からの早期復職等を促進するための勤務 時間短縮制度等の継続及び産休・育休者との面談 を含めたサポート制度の的確な実施。</li> </ul>	<ul> <li>▶ 女性職員の活躍促進 目標値はいずれも達成した。 【実績:女性新卒採用比率は50%(対目標:100%)(10 人中5人)、女性管理職比率25.7%(対目標:128.5%)】</li> <li>▶ 仕事と家庭の両立支援制度の充実 育休者等と綿密な連絡を取るとともに随時情報提供を行い、 スムーズな復職が実現できるよう各種サポートを実施。復職 後も両立支援制度の的確な実施により、仕事と家庭の両立を 実現するべく着実に運用している。</li> </ul>	
	②人材の養成  個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。	(2)人材の養成【総務部】   体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上	(2) 人材の養成  ➤ 体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上(再掲)  ➤ 特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の実施(再掲)	
		(1) その他      休暇取得の促進【総務部】     年次有給休暇取得計画策定のルール化、管理職や年 休取得率の低い者への直接指導等による年休取得 の促進	(1) その他      休暇取得の促進     全職員の年次有給休暇取得7日以上という目標を掲げ、管理職及び職員に対し強く働きかけ、結果、全職員が7日以上(対目標:100%以上)という目標を完全達成	
		【目標参考値:全職員の年次有給休暇取得7日以上】  ▶ 評価制度の運用改善【総務部】  適正性、公平性、信頼性を念頭に制度の見直しを図る。	した。  → 評価制度の運用改善 評価制度について適正性、公平性、信頼性を念頭に、以 下のとおり、運用制度見直しを実施した(平成 28 年 10 月)。  ・ 評価対象グループ群の変更 ・ 目標成果と能力評価の割合の変更 ・ その他成果(特記事項)の割合等の明示 ・ 管理職における部下の育成・指導に関する評価	
		<ul> <li>ハラスメントの防止【総務部】 セクハラ・パワハラに対する通報、調査、措置に関するマニュアル策定</li> <li>株式会社化に向けた年金・保険制度の設計【総務部】 健康保険制度の移管及び新企業年金制度の設計を 行う。</li> </ul>	めたハラスメントに係るマニュアルを作成し、指針と して規則を定めた(平成 29 年 4 月 1 日施行)。	

中期目標	中期計画	年度計画(平成28年度)	年度業務実績	自己評価 <評定と根拠>
		▷ 「創るプロジェクト」の実施【総務部】 株式会社化に向けて経営上の重要なテーマを職員 自ら考え提案すべく「会社を創るプロジェクト」を 実施。		
	7. 短期借入金の限度額			
	平成 24 年度(平成 24 年度) 500 億円 平成 25 年度(平成 25 年度) 500 億円 平成 26 年度(平成 26 年度) 500 億円 平成 27 年度(平成 27 年度) 500 億円 平成 28 年度(平成 28 年度) 500 億円			

予算計画

区別	貿易保険事業	合 計
収入		
業務収入	17, 491	17, 491
正味収入保険料	11, 621	11, 621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	3,870	3, 870
その他業務収入	_	_
被出資債権からの回収金	7,619	7, 619
有価証券の償還	19, 737	19, 737
短期借入金	_	_
計	44, 847	44, 847
支出		
業務支出	25, 347	25, 347
正味支払保険金	19, 544	19, 544
人件費	1, 247	1, 247
国庫納付金	_	_
その他業務支出	4, 556	4, 556
投資支出	1, 785	1, 785
システム開発等	1, 715	1, 715
その他投資支出	70	70
有価証券の取得	_	_
短期借入金返済	_	_
その他の支出	_	_
予算差異	17, 715	17, 715
計	44, 847	44, 847

収支計画

区 別	貿易保険事業	金額
費用の部		
経常費用	28, 190	28, 190
正味支払保険金	19, 544	19, 544
業務費	5, 803	5, 803
その他経常費用	2, 843	2, 843
臨時損失	0	0
計	28, 190	28, 190
収益の部		
経常収益	13, 625	13, 625
正味収入保険料	11, 621	11, 621
正味回収金	2,000	2,000
その他経常収益	4	4
財務利益	3, 870	3, 870
臨時利益	7, 619	7, 619
計	25, 114	25, 114
純利益	△3, 076	△3, 076

(単位:百万円)

資金計画

区 別	貿易保険事業	金額
資金支出		
業務活動による支出	25, 347	25, 347
正味支払保険金	19, 544	19, 544
業務費	5, 803	5, 803
国庫納付金	0	0
投資活動による支出	1, 785	1, 785
財務活動による支出	0	0
翌年度への繰越金	83, 687	83, 687
計	110, 819	110, 819
資金収入		
業務活動による収入	13, 623	13, 623
正味収入保険料	11, 621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	2	2
その他業務収入	_	_
被出資財産からの回収金	7, 619	7, 619
投資活動による収入	19, 737	19, 737
財務活動による収入	3, 868	3, 868
前年度繰越金	65, 972	65, 972
r	440.040	110 010

計

65, 972 110, 819

110, 819

(単位:百万円)